

Ⅲ 基本計画

1 重点プログラム	32
2 分野別計画	43
基本政策 1 地域で支えあい安全に暮らせるまちづくり	45
政策 1 市民自治の実現	
政策 2 市民生活の充実	
政策 3 安全社会の構築	
政策 4 防災体制の充実	
基本政策 2 健やかに安心して暮らせるまちづくり	55
政策 1 保健衛生の充実	
政策 2 地域医療の充実	
政策 3 地域福祉の推進	
政策 4 障がい者福祉の充実	
政策 5 高齢者福祉の充実	
政策 6 児童福祉の充実	
政策 7 社会保障の充実	
基本政策 3 自然と調和した環境にやさしいまちづくり	75
政策 1 自然環境の保全と活用	
政策 2 良好な生活環境の確保	
政策 3 地球環境の保全	
政策 4 環境行動の実践	
基本政策 4 賑わいと活力あるまちづくり	83
政策 1 商工業の振興	
政策 2 農林漁業の振興	
政策 3 観光の振興	
基本政策 5 快適で魅力あるまちづくり	91
政策 1 都市魅力の向上	
政策 2 快適移動社会の実現	
政策 3 生活基盤の充実	
基本政策 6 未来を拓く人を育むまちづくり	101
政策 1 学校教育の充実	
政策 2 生涯学習・スポーツの推進	
政策 3 文化の振興	
基本政策 7 将来まで自律した状態が続く都市経営	107
政策 1 参加と協働による市政の運営	
政策 2 効率的な行政経営の推進	

2 分野別計画

まちづくり基本政策の実現に向けた政策とその手段となる施策から構成します。各政策における現状・問題点、めざす状態と基本方針を示すとともに、各施策に参考指標を設定しています。

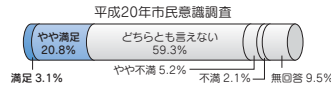
〈分野別計画の体系〉

基本政策	政策	施策
1 地域で支えあい安全に暮らせるまちづくり (市民生活・地域社会の充実)	(1) 市民自治の実現	①地域コミュニティの充実
		②ボランティア・NPOの充実
		③市民参加・協働の推進
	(2) 市民生活の充実	①市民相談の充実
		②男女共同参画社会の推進
		③国際化・多文化共生の推進
	(3) 安全社会の構築	①犯罪の無い社会の形成
		②交通安全の推進
		③消費生活の向上
	(4) 防災体制の充実	①防災対策の推進
		②都市整備における防災対策
		③消防体制の充実
	2 健やかに安心して暮らせるまちづくり (保健・医療・福祉の充実)	(1) 保健衛生の充実
②公衆衛生の確保		
③食育の推進		
(2) 地域医療の充実		①地域医療体制の充実
		②救急医療の充実
		③市民病院の安定運営
(3) 地域福祉の推進		①地域福祉活動の充実
		②福祉基盤の充実
(4) 障がい者福祉の充実		①福祉サービスの充実
		②社会参加と自立支援
(5) 高齢者福祉の充実		①福祉サービスの充実
		②社会参加と自立支援
(6) 児童福祉の充実		③介護サービスの充実
	①子育て・子育て支援	
(7) 社会保障の充実	②保育サービスの充実	
	①医療保険制度の適正な運営	
	②国民年金の適正な運営	
3 自然と調和した環境にやさしいまちづくり (環境共生都市の実現)	(1) 自然環境の保全と活用	③生活保障の確保
		①豊かな自然環境の保全
	(2) 良好な生活環境の確保	②自然とのふれあいの場の形成
		①健全な水循環の確保
	(3) 地球環境の保全	②生活環境の保全
		①地球温暖化対策
	(4) 環境行動の実践	②ごみ減量・リサイクル
		①環境問題への意識啓発
		②市民・事業者の取組支援

基本政策	政策	施策
4 賑わいと活力あるまちづくり (経済の振興)	(1) 商工業の振興	①商業の活性化
		②工業の振興
		③新産業の創造
		④雇用就労の確保
	(2) 農林漁業の振興	①農業・漁業の振興
		②林業の振興
	(3) 観光の振興	③山村の振興
		①観光事業の推進
		②観光交流の促進
5 快適で魅力あるまちづくり (都市基盤・生活基盤の整備)	(1) 都市魅力の向上	①計画的な土地利用
		②市街地の整備
		③景観の保全・整備
	(2) 快適移動社会の実現	①公共交通ネットワークの充実
		②道路網の整備
		③生活道路の整備
	(3) 生活基盤の充実	①公園整備・緑化の推進
		②河川の整備
		③住宅・住環境の整備
		④下水道の整備
		⑤上水道の整備
6 未来を拓く人を育むまちづくり (教育・文化の振興)	(1) 学校教育の充実	①教育の質の向上
		②教育環境の整備
	(2) 生涯学習・スポーツの推進	①生涯学習の推進
		②生涯スポーツの推進
	(3) 文化の振興	①文化財の保存・活用
		②芸術文化の振興
7 将来まで自律した状態が続く都市経営 (自律した都市経営の実践)	(1) 参加と協働による市政の運営	①開かれた市政の推進
		②参加と協働の仕組みづくり
	(2) 効率的な行政経営の推進	①成果を重視した行政経営の推進
		②健全な財政運営の推進
		③広域行政の推進

基本政策 1 地域で支えあい安全に暮らせるまちづくり (市民生活・地域社会の充実)

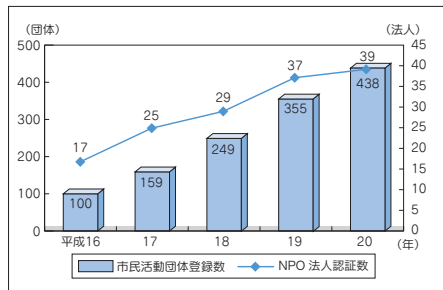
政策 1 市民自治の実現



現状・問題点

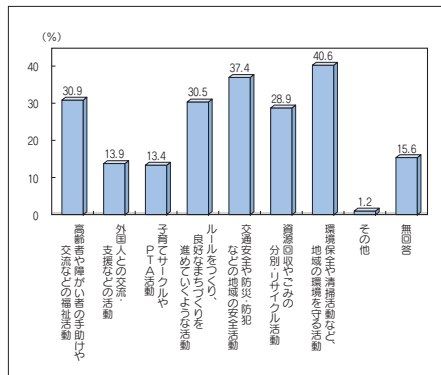
- ◆高齢者支援、子育て支援、防災防犯などの身近な課題のほか、近年では、地域における交通環境、小規模高齢化集落、地域の個性を活かしたまちづくりなどの広域的な課題も顕在化しており、地域コミュニティ、行政、企業といったこれまでの社会の枠組みでは対応が難しくなっています。
- ◆行政が主体となった公的サービスの提供から、市民活動、市民協働による公的サービスの提供へと転換しつつあります。
- ◆平成16年の「市民協働推進指針^{*1}」策定、平成21年の「市民協働推進条例」制定、協働型社会づくりをめざすNPO^{*2}法人の中間支援組織の設置、市民活動団体登録数の増加など、今後の市民活動の活性化につながる動きが現れています。

図表 1-1 市民活動団体・NPO 法人認証数



出典：市民協働推進課

図表 1-2 今後参加したい市民活動

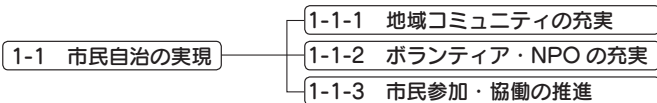


出典：企画課【平成20年市民意識調査】

めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 市民活動が活発化し、誰もが住みやすい自立した地域社会が形成されている。
- 基本方針 → 地域コミュニティ、ボランティア・NPO、企業による社会貢献活動を支援し、これらの団体との協働を進めることで、地域課題の解決、多様化する市民ニーズや質の追求への対応に大きな役割を果たす「新たな公」の創出につなげます。

施策の体系



*1 市民協働推進指針 行政の様々な取り組み、事業において市民参加・参画が進められるよう、行政として配慮すべき「市民参加・市民参画を進める視点、方策、留意点」を示したもの

*2 NPO Non Profit Organization ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称

施策

1-1-1 地域コミュニティの充実 (主担当：市民協働推進課)

集落ごとに組織され、まちづくりの中心となる協働相手となっている町内会を支援し、町内会との協働関係の向上を図ります。

小学校区に組織された学区総代会や総代会連絡協議会への支援、「学区市民ホーム」や町内会の集会施設など地域コミュニティ施設の整備に取り組み、住民自治^{*1}の振興を支援します。

中央地域、矢作地域など8地域での広域コミュニティの組織化、町内会や学区総代会との適確な役割分担や市民分権のあり方など、都市内分権^{*2}を見据えた重層的な自治構造への再編を構想します。

町内会活動を補完する組織を支援し、町内会活動の活性化と地域力の向上をめざします。

主な取組	事業名	事業概要
	地域コミュニティ支援事業	総代会連絡協議会支援、町内会活動支援、学区市民ホーム建替、地区集会施設の整備補助

1-1-2 ボランティア・NPO^{*3}の充実 (主担当：市民協働推進課)

ボランティア・NPOに資金、活動の場、情報などを提供し、多様な市民サービスが提供される豊かな市民社会の実現をめざします。

NPOの資金源として市民主体の資金制度の創設を構想し、従来の公平性に観点を置いた公費助成から、機動性・継続性を重視した助成への切り替えを進めます。

ボランティア・NPOを育てる中間支援組織を支援し、社会貢献活動に生きがいを求める市民に対して相談、研修、市民活動団体紹介などを行い、NPO活動の活性化を推進します。

主な取組	事業名	事業概要
	市民活動推進事業	助成金交付制度や市民活動保険などの市民活動支援、新しい仕組みの資金制度を検討、中間支援組織への支援
	市民活動活性化事業	地域交流センター管理運営
	市民活動センター運営事業	市民活動センター運営
	重点活性化地区整備推進事業	東部地域交流センター開設

1-1-3 市民参加・協働の推進 (主担当：市民協働推進課)

市民協働推進条例のもと、行政とNPOとの協働に限らず、地域コミュニティ組織^{*4}や企業とNPOとの協働など市民活動のネットワーク化を推進し、「新たな公」の創出に向けた地域力の向上を図ります。

ワークショップ手法^{*5}、審議会委員の公募登用、パブリックコメント制度など、事業遂行のあらゆる領域・段階において市民が参加・参画できる機会づくりを進め、市民自らが地域課題の解決を望み、魅力あるまちづくりに取り組めるようにします。

主な取組	事業名	事業概要
	市民協働推進事業	市民協働事業の推進、市民協働推進計画策定
	広聴事業	パブリックコメント制度

参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)地域コミュニティの充実	コミュニティ施設の年間利用者数	563,874人(平成19年度)	600,000人
(2)ボランティア・NPOの充実	市登録の市民活動団体数	438団体(平成20年)	700団体
(3)市民参加・協働の推進	市民協働全事業数	35事業(平成19年度)	60事業

*1 住民自治 地方の運営は地方の住民の意思によって行われるべきという考え

*2 都市内分権 地域の実情にあったまちづくりを住民が主体となって、市役所と協働で進める仕組み

*3 NPO Non Profit Organization ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称

*4 コミュニティ組織 自治会、地縁団体

*5 ワークショップ手法 講義などのように一方的な知識・情報伝達ではなく、参加者が積極的に参加・体験し、参加者同士の相互作用のなかで、何かを創造したり、合意形成を図る手法

基本政策 1 地域で支えあい安全に暮らせるまちづくり (市民生活・地域社会の充実)

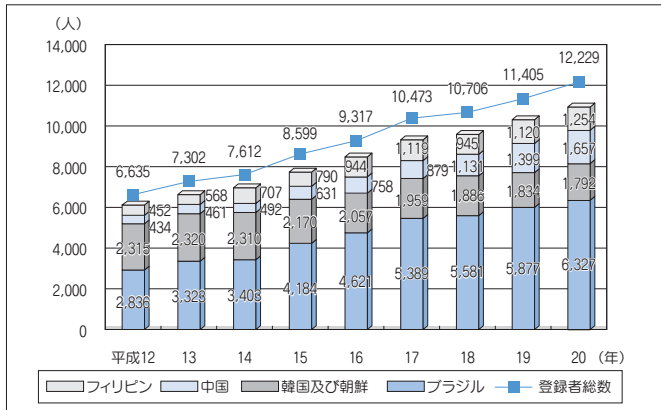
政策2 市民生活の充実



■現状・問題点

- ◆社会のグローバル化^{*1}の進展に伴い、市民の生活環境は複雑かつ多様化しています。これに伴って、市民の生活全般にわたるトラブルが増加し、市民相談の件数が増えています。
- ◆人権の尊重についての意識は高まっており、本市でも男女共同参画推進条例^{*2}を施行し、男女とも個人として尊重される社会の実現に向けた取り組みを行ってきていますが、依然として男女共同参画に対する意識は低いままで。
- ◆外国人市民の増加による地域の国際化は進んでいますが、言語や生活習慣の違いから生じるトラブルは依然として多く、外国人市民と日本人市民との交流や外国人市民のコミュニティ参加が不十分な状況にあり、国際化に対応しようとする市民意識が低い状況にあります。

図表 1-3 外国人登録者数の推移

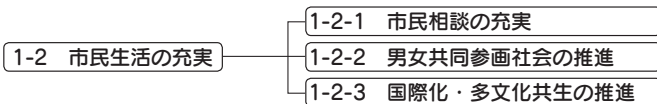


出典：市民課

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 多様化する社会環境のなかで、市民が多様化する問題に適切に対応し、充実した生活を送っている。
- 基本方針 → 市民が問題解決に向けた個別の対応を適切に行えるよう、性別、国籍などの違いにとらわれないうち、市民が活発に交流する地域コミュニティづくりに取り組みます。

■施策の体系



*1 グローバル化 ものこの規模が国家の枠組みを越え、地球全体に広がること
 *2 男女共同参画推進条例 男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして平成17年策定

■施策

1-2-1 市民相談の充実 (主担当：市民協働推進課)

親切・適確な対応、業務の工夫や担当部署との迅速な連携による待ち時間の短縮など、相談者の時間的・精神的な負担を軽減します。また、通訳相談員を増やして、増加し続けている外国人市民からの相談にきめ細かく対応します。

生活資金、住宅資金、耐震補強など暮らしに不可欠な資金の融資を低利で市民にあっせんします。

主な取組	事業名	事業概要
	市民相談事業	市民相談、外国人相談
	資金融資斡旋事業	生活・災害防止工事・住宅・宅地資金融資斡旋

1-2-2 男女共同参画社会の推進 (主担当：市民協働推進課)

フォーラム・講演会などの開催、職員研修の実施、関連情報を提供して、人権尊重と男女共同参画への意識を改革し、男女の差別がなくなり、一人ひとりの人間として能力が発揮できる社会をめざします。

女性登用状況の調査や人材育成の情報提供などを通して、男女が社会の対等な構成員として、政策立案や方針決定に参画するなどあらゆる分野において男女共同参画を促進します。

男女共に、仕事、家庭、地域生活など様々な活動を自ら希望するバランスで行えるように関係機関や企業が連携を図ることで、仕事と家庭の調和「ワーク・ライフ・バランス^{*1}」を推進します。

女性団体への支援を通じて女性の地位向上を図り、地域社会への参画を促し、地域力の向上につなげます。また、意識啓発や相談窓口の充実により、セクシュアルハラスメント^{*2}やドメスティックバイオレンス^{*3}の根絶を図ります。

主な取組	事業名	事業概要
	男女共同参画推進事業	男女共同参画基本計画策定、講座・講演会開催、関連情報の提供、女性相談、学区女性団体活動支援

1-2-3 国際化・多文化共生の推進 (主担当：文化国際課)

多言語情報化、「外国人交流支援センター」を拠点とした外国人市民への基礎的な日本語や日本の生活習慣・文化の教授、集住しているブラジル人・中国人・フィリピン人などのコミュニティへの活動支援などに取り組み、外国人市民のコミュニティ参加を促進し、互いの文化や習慣の違いを理解し尊重しあい、外国人市民と日本人市民が共に安心して暮らせるグローバル社会をめざします。

岡崎市国際交流協会との連携を深め、海外姉妹友好都市との交流を始めとする国際交流事業への参加を促進し、日本人市民の国際理解の増進を図ります。特に、外国人市民との交流機会が増える中で、「国際交流センター」を拠点に国際交流ボランティアを中心として日本人市民と外国人市民との交流を促進します。

主な取組	事業名	事業概要
	国際化推進事務費	国際化推進委員会などの運営
	国際交流事業	国際交流推進、姉妹友好都市との交流
	多文化共生拠点事業	国際交流センター運営
	多文化共生推進事業	外国人交流支援センター運営、日本語教室開催、外国人定着促進

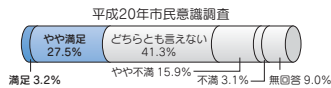
■参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)市民相談の充実	市民相談年間件数	17,261件(平成19年度)	19,000件
(2)男女共同参画社会の推進	女性委員などの登用率	21.5%(平成20年)	40.0%
(3)国際化・多文化共生の推進	国際交流センター年間利用者数	3,582人(平成20年11月~平成21年1月)	24,000人

*1 ワーク・ライフ・バランス 仕事と仕事を離れた個人の生活の両方について、どちらかを犠牲にすることなく、それぞれをバランスよく充実させていこうとする考え方
 *2 セクシュアルハラスメント 職場などで行われる性的嫌がらせ
 *3 ドメスティックバイオレンス 夫(あるいは妻)や恋人など親密な関係にある、又はあった男性(あるいは女性)から女性(あるいは男性)に対して振られる暴力

基本政策 1 地域で支えあい安全に暮らせるまちづくり (市民生活・地域社会の充実)

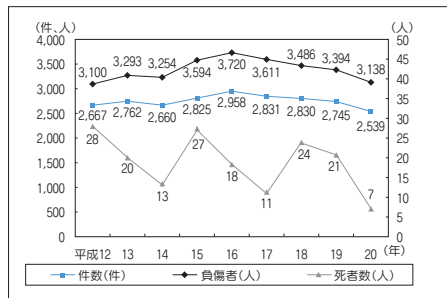
政策3 安全社会の構築



■現状・問題点

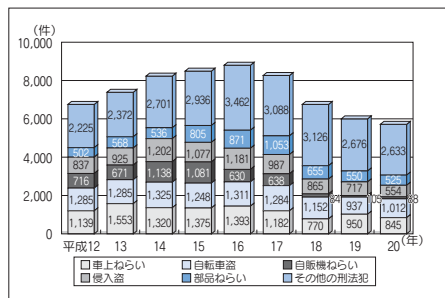
- ◆景気の動向や社会情勢の変化から、悪質な犯罪や消費生活におけるトラブルが増えています。
- ◆道路整備が進み、モータリゼーション*が進んだ結果、市民の生活利便性は大幅に向上しましたが、一方で、交通事故による死傷者は依然として厳しい状況にあります。
- ◆犯罪は減少傾向にありますが、未だに市民の体感治安は改善されていません。しかし、市民の安全・安心に対する意識は高まっており、「自分たちの安全は自分たちで守る」という機運も生じています。
- ◆防犯ボランティア団体や消費者団体などの設立・活動支援を推進してきましたが、近年、継続的に運営することが困難な団体も見受けられます。

図表 1-4 交通死亡事故発生状況の推移



出典：安全安心課

図表 1-5 犯罪(刑法犯)発生状況の推移

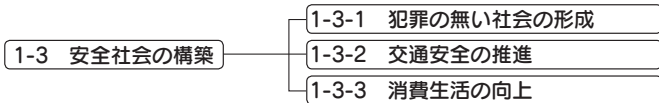


出典：安全安心課

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 市民が平穏無事に暮らせる安全な社会環境が構築されている。
- 基本方針 → 安全な社会環境の構築のために、関係機関との連携強化を図りながら、地域社会での注意喚起し、安全・安心の確保に努めます。

■施策の体系



* モータリゼーション 自動車が大衆に広く普及し、自家用車が生活必需品となること

■施策

1-3-1 犯罪の無い社会の形成 (担当：安全安心課)

地域防犯ボランティア団体の設立や活動を支援し、「自分たちの安全は自分たちで守る」という地域防犯への機運醸成と地域ぐるみの防犯活動の実践を働きかけます。

防犯教室、出前講座、不審者侵入訓練、寸劇、キャンペーンなどの防犯啓発、ホームページ・メールマガジンなどによる防犯情報の提供など、個人での防犯知識の取得と防犯行動の実践を働きかけます。

防犯灯の適正な配置や維持管理を行い、身近な防犯に対する環境づくりを進めます。

主な取組	事業名	事業概要
	地域防犯活動推進事業	生活安心推進、防犯灯維持管理

1-3-2 交通安全の推進 (担当：安全安心課)

道路区画線、道路反射鏡、道路照明灯、ガードレール、道路標識などの交通安全施設の整備・維持管理を行い、安全で安心して利用できる道路環境づくりを進めます。また、事故が多発する道路の調査・分析を実施し、信号機の新設、右折帯の設置や食い違い交差の解消などの交差点改良など、抜本的な道路改良を順次進めます。

交通安全などの啓発、春・夏・秋・年末の各季交通安全市民運動などで、交通安全キャンペーンを展開し、交通事故の撲滅、減少をめざします。

主な取組	事業名	事業概要
	交通安全推進事業	チャイルドシートなどの貸出、交通安全啓発、交通安全指導
	交通安全施設整備事業	事故多発路線対策
	放置自転車対策事業	自転車駐車場整備、放置自転車撤去

1-3-3 消費生活の向上 (担当：安全安心課)

悪質商法被害の防止啓発、消費者教育、消費生活相談を実施し、被害の防止や複雑多様化する消費生活問題に対応できるよう消費者の育成に努めます。

主な取組	事業名	事業概要
	消費者行政推進事業	消費者啓発、消費生活相談

■参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)犯罪の無い社会の形成	犯罪認知件数	4,398件(平成20年)	4,000件
(2)交通安全の推進	交通安全活動への市民参加年間人数	43,892人(平成20年)	45,000人
(3)消費生活の向上	消費生活相談処理率	99.5%(平成19年度)	99.0%

基本政策 1 地域で支えあい安全に暮らせるまちづくり (市民生活・地域社会の充実)

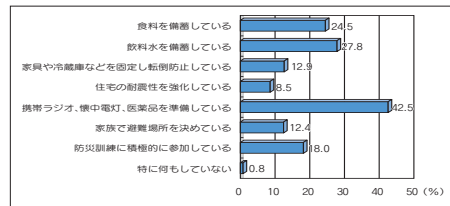
政策 4 防災体制の充実



■現状・問題点

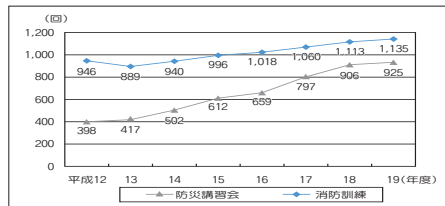
- ◆本市は、東海地震、東海・東南海地震が発生した際に大きな被害が想定される地域であることから、防災マップの作成、中央防災拠点機能の整備、防災無線の整備などの防災対策を進めてきました。
- ◆平成20年8月の集中豪雨では大きな被害が発生しており、各家庭に緊急情報を伝達する体制・システムの整備や河川流域の浸水対策が急務となっています。
- ◆災害の複雑多様化、大規模化による消防力強化の必要性、さらに高齢社会*に伴う救急の需要が増加しています。
- ◆サラリーマン世帯が増加し、消防団の出動人員の減少と居住地の異動により団員の確保が困難となっています。
- ◆地域防災に取り組む自主防災組織が結成されています。自主防災組織は市との連携により防災対策を推進していますが、各組織の活動には温度差が見られます。

図表 1-6 大規模地震などに対する自宅の災害対策の状況



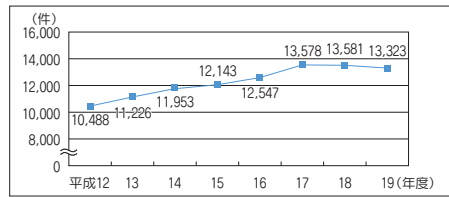
出典：時事通信【平成17年暮らしと環境に関する世論調査】

図表 1-7 防災講習会・訓練の開催回数の推移



出典：消防本部

図表 1-8 最近10年間の救急の推移

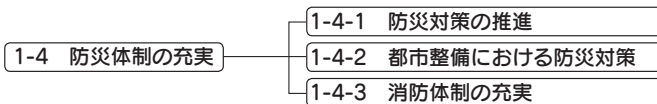


出典：消防本部

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 災害などの危機に強いまちが形成され、その一翼を市民が主体的に担っている。
- 基本方針 → 災害時の被害を最小限に抑えるという減災の観点に沿って市民同士の自助・共助を重視した災害対策を進めるとともに、消防体制の整備・強化に努めます。

■施策の体系



* 高齢社会 総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合が14%～21%未満の社会

■施策

1-4-1 防災対策の推進 (主担当：防災危機管理課)

小中学校、保育園などの公共施設に地震情報を伝達する装置の配備、同報装置・FM放送により緊急情報を市民に伝達するシステムの構築など、緊急情報を迅速に提供する体制・システムを整備します。また、防災備蓄倉庫の設置、住宅の耐震化、災害時の要援護者支援体制や被災者支援体制の整備など、災害時の被害を最小にする取り組みを進めます。

大規模災害発生時には、医師会、歯科医師会、薬剤師会などと協力して10箇所を目安に医療救護所を開設し、必要な応急医療体制を整えます。

防災講習会、防災出前講座の開催、町内会への防災マップ作成支援など、自主防災組織や災害ボランティア団体の活動を支援します。

事業名	事業概要
全市の防災体制推進事業	防災無線・ラジオ整備、緊急地震速報整備、総合防災訓練、総合監視システム整備
被災者支援体制整備事業	被災者支援物資など備蓄・管理、防災備蓄倉庫整備、避難者支援施設整備
防災啓発事業	防災情報広報、防災講習会開催
地域保健推進事業	災害時医療体制

1-4-2 都市整備における防災対策 (主担当：土木建設部)

災害発生が懸念される危険箇所の改修・整備、橋りょうや上下水道施設の耐震化、狭あい道路の拡幅、主要河川や雨水幹線管渠の整備、河川流域にある公園・小中学校運動場などを利用した流域貯留浸透施設の設置、浸水防除施設を利用した排水事業など震災・水害対策を強化し、平常時はもとより、災害発生時においても都市機能が保全・発揮されるよう都市整備を進めます。

事業名	事業概要
橋りょう維持事業	橋りょう耐震化
狭あい道路拡幅整備事業	狭あい道路拡幅整備補助、狭あい道路拡幅整備
河川・排水路改修事業	占部川改修、上地新川改修、中島地区排水対策、鹿乗川流域排水対策、流域貯留浸透施設整備
災害危険区域（箇所）の情報提供	県の急傾斜地改修工事負担金
防災対策事業	浄水施設耐震化、管路施設耐震化

1-4-3 消防体制の充実（主担当：消防本部）

消防車両や機械器具の配備、消防救急無線のデジタル化、消防水利*の未充足地域への消火栓又は防火水槽の設置など、人的・物的な被害を最小限に抑止する消防設備・施設の整備を進めます。

実践的訓練、各種研修会、消防学校や消防大学校への派遣を積極的に実施し、専門的知識・技術を習得した消防隊員を養成します。

大型店舗をはじめ大規模工場、危険物施設、共同住宅などの防火対象物への立入検査を強化し、大規模火災の発生を抑止します。

主な取組

事業名	事業概要
消防資機材管理事業	消防自動車など購入、消防水利整備・管理
消防体制整備事業	消防指令センターシステム整備、消防・救急無線整備
消防職員研修事業	消防職員研修、救急救命士養成
防火管理事業	予防査察
危険物管理事業	危険物施設の保安管理状況の調査及び適正管理指導

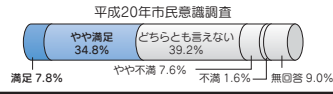
参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)防災対策の推進	町による防災マップ作成率	9.5%(平成20年)	50.0%
(2)都市整備における防災対策	公共施設耐震化率	67.8%(平成20年)	100.0%
(3)消防体制の充実	出火年間件数	198件(平成20年)	175件

* 消防水利 消防活動を行う際の水利施設、消火栓や防火水槽など

基本政策2 健やかに安心して暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉の充実）

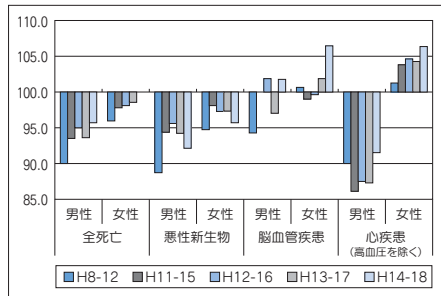
政策1 保健衛生の充実



■現状・問題点

- ◆生活習慣病^{*1}の増加が全国的な問題となっている中、健康に対する意識が高まり、健康づくりに対する積極的な機運も醸成されてきています。
- ◆高齢化や核家族化が進んでいることから、市が運営する墓地や火葬場の需要はますます高まっていくと予想され、現状の施設では、それらに十分対応できなくなる恐れがあります。
- ◆ペットの飼育頭数が増加する中、近所からの苦情や飼育管理者の飼育放棄など様々な問題が増加しています。
- ◆市民の食の安全と健康を脅かす問題が次々と報道されるなか、公衆衛生面での安全安心への要求は高まっています。また、市民の食に関する意識の高まりは、「食育」に対する関心の高まりという形でも現れています。

図表2-1 岡崎市の主要三大疾病の標準化死亡比^{*2}



出典：保健所

図表2-2 1日に何をどれだけ食べたらよいかを表した「岡崎市版食事バランスガイド」

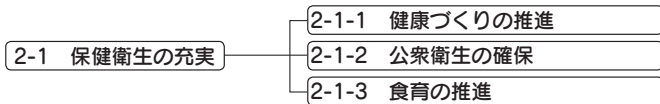


出典：保健所

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 市民一人ひとりが健康で自立して生活でき、衛生的な環境が保たれている。
- 基本方針 → 市民が生涯を通じて心身ともに健やかに暮らせるよう、関係団体と連携しながら公衆衛生の確保に努めるとともに、市民が健康づくりや食育に取り組むことのできる体制を整えます。

■施策の体系



*1 生活習慣病 糖尿病、脂質異常症・高血圧・高尿酸血症など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称
 *2 標準化死亡比 各地域の年齢階級別人口と全国の年齢階級別死亡率により算出された各地域の期待死亡数に対するその地域の実際の死亡数の比をいい、年齢構成の違いの影響を除いて死亡率を全国と比較したものであり、主に小地域と比較に用いる。標準化死亡比が基準値(100)より大きいということは、その地域の死亡状況は全国より悪いということを示し、基準値より小さいということは、全国より良いということを示す。

■施策

2-1-1 健康づくりの推進(主担当：保健所)

「健康おかさき21計画^{*1}」のもと、「岡崎げんき館」を拠点として心とからだの健康づくりをし、子どもから高齢者まで、病気や障がいのある人を含めた全ての市民が「健やかで心豊かな毎日」を過ごせるようにします。心の健康づくりでは、世代・対象者別の「メンタルヘルス専門相談」や、新たに電話相談「こころホットライン」を開設し、市民の心理的な悩みの問題に応じた相談体制を整え、近年増加している自殺者の予防対策にも取り組みます。からだの健康づくりでは、健康づくりに取り組むための情報発信、運動・栄養の健康づくり教室の開催など健康づくりの環境を整え、市民が主体的に生活習慣病^{*2}やがんの予防ができるよう支援します。多くの市民が各種検診を受診しやすい体制を整え、検診結果により保健指導を行います。特に、がん予防については、集団検診のほか医療機関での個別検診により受診率を向上させ、早期発見につなげます。

事業名	事業概要
健康づくり推進事業	健康増進普及啓発、健康増進計画策定、がん検診
精神保健福祉事業	自殺予防対策
岡崎げんき館運営事業	市民会議活動

主な取組

2-1-2 公衆衛生の確保(主担当：保健所)

新型インフルエンザの発生などの健康危機に備え、適正に対応するための体制強化を図ります。食品衛生管理が優れた施設を認定する「岡崎市食品衛生管理優秀店認定制度」を推進し、食品営業者の衛生管理に対する意識を高め、衛生管理水準の向上と食の安全を確保します。墓地需要の増加や火葬場の狭隘・老朽化を踏まえ、墓地の計画的・安定的な供給と火葬場の建て替えを行います。動物を通じた環境学習、動物愛護思想の高揚、飼育マナーの啓発などに取り組み、人と動物との良好な関係づくりを進めるとともに、動物虐待に関する苦情や動物による危害の発生を防ぎます。

事業名	事業概要
感染症予防事業	感染症まん延防止
生活衛生事業	食品営業施設許可・監視指導
市斎場・墓園・墓地管理事業	岡崎墓園整備、火葬場建設
動物管理事業	動物適正飼育指導

主な取組

*1 健康おかさき21計画 一人ひとりの健康観を大切し生活の質を向上させることを目的として、平成16年策定
 *2 生活習慣病 糖尿病、脂質異常症・高血圧・高尿酸血症など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称

2-1-3 食育の推進（主担当：保健所）

食育の普及啓発イベントの開催、食育推進活動の支援、食育に関する情報提供などに取り組み、市民が食に対する関心を高め、正しい食習慣やバランスの取れた食生活の実践を通して、健全な心身と豊かな人間性を育むことをめざします。

学校教育や給食を通して児童生徒が食への関心を高め、正しい食習慣を身に付けるとともに、食育の動機付けを家庭に持ち帰らせることで、食育における家庭の役割の重要性を保護者が認識できるようにします。

今後、建て替えが予定される東部学校給食センターを、児童生徒が食の安全・安心を体感し、食への関心を高める「食の学び場」として活用できるように整えます。

主な
取組

事業名	事業概要
食育推進事業	食育推進活動事業費補助、食育推進計画策定

参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)健康づくりの推進	3大死因の割合(悪性新生物 心疾患 脳血管疾患)	29.8%(平成19年)	29.0%以下
		14.8%(平成19年)	15.0%以下
		12.3%(平成19年)	13.0%以下
(2)公衆衛生の確保	人口10万人あたりの食中毒患者数 3類感染症発患者数	14.6人(平成20年)	10人以下
		24人(平成20年)	30人以下
(3)食育の推進	1日あたり野菜摂取量	230g(平成17年)	300g

基本政策2 健やかに安心して暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉の充実）

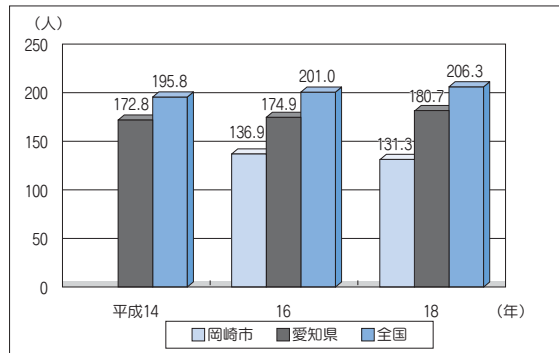
政策2 地域医療の充実



■現状・問題点

- ◆全国的な医師・看護師不足、診療科または地域による医師の偏在などにより、小児科、産科など特定の診療科では医療体制の維持が危ぶまれています。
- ◆限られた地域の医療資源をより効率的に活用するため、1次（通院医療）・2次（入院医療）・3次（高度先端医療）医療機関の連携と機能分担を強化していくことがますます重要になっています。
- ◆急病や事故などの緊急時に、いつでも適切な医療がより早く受けられる救急医療体制を堅持することへの社会的要請は強くなっていますが、一方で救急医療体制を担う医療機関の役割の違いが市民に十分周知・理解されていないため、本来、重症患者の治療を担う医療機関に軽症患者が集中するなど、救急医療体制に支障をきたしています。
- ◆市民それぞれの体調が分かり、適確な医療の判断ができる「かかりつけ医」の役割がこれまで以上に重要になっています。
- ◆地域医療、救急医療の中核的役割を担う岡崎市民病院の充実が、いっそう重要になっています。

図表 2-3 人口10万人当たり医師数

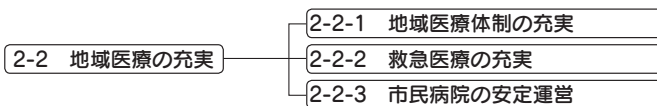


出典：厚生労働省【医師・歯科医師・薬剤師調査】

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 安心して暮らせる医療体制が整っている。
- 基本方針 → 医療機関の機能分担を發揮し、適切で質の良い医療を身近で受けられるよう、地域医療体制の堅持とその周知を図るとともに、市民病院の安定運営に努めます。

■施策の体系



■施策

2-2-1 地域医療体制の充実（担当：保健所・市民病院）

今後の医療需要を見据え、愛知県地域保健医療計画に基づき適正な病床数の確保を図り、必要な時に必要な医療が受けられる医療体制を維持します。

医療に関する苦情や相談を総合的に受け付ける「医療安全支援センター」を設置し、市民が安心して医療機関で受診できるようにします。

市民病院を地域医療支援病院に移行させ、病床や診療機器の共同利用を通して地域の医療機関を支援し、限られた医療資源を有効に活用します。また、地域がん診療連携拠点病院へ移行し、化学療法や放射線治療装置の導入、疼痛緩和センターの設立などに取り組み、高齢化に伴うがん患者の増加に対応します。

事業名	事業概要
医療安全支援事業	医療安全支援センター設置
病診連携事業	地域医療支援病院の承認、病床・医療機器の共同利用体制の整備・バーチャルオンライン予約システムの普及、地域医療情報システムの整備

2-2-2 救急医療の充実（担当：保健所・市民病院）

広報誌などによる適正な時間外受診・救急車利用の啓発や、医師会など関係機関と連携した救急医療体制を整え、市民が適切に救急医療を受けられるようにします。

全ての小中学校や主要な公共施設へのAED^{*1}の配備、講習やホームページ・広報誌による使用方法の徹底に取り組み、心停止者に対する市民救急の普及を進めます。

救急外来の拡張、総合診療部の創設など市民病院の応急体制を充実させ、第3次救急医療機関^{*2}として重症度に応じた適切で速やかな救急医療の提供に努めます。

事業名	事業概要
救急医療対策事業	救急医療体制運営補助、AED普及・啓発、小児救急医療対策
市民病院救急事業	救急外来の拡張、総合診療部の創設（スタッフ確保）

*1 AED 何らかの原因による突然の心停止のとき、電気ショックを与えて命を救うための医療機器

*2 第3次救急医療機関 第2次救急医療機関の後方病院として、脳卒中など重篤救急患者を担当する病院

2-2-3 市民病院の安定運営（主担当：市民病院）

医師のモチベーションを高く保てるよう勤務環境の改善、研修教育体制の見直しに取り組み、全国的な勤務医不足においても医師の適正な確保に努めます。

修学資金の活用や託児所の利用改善などに取り組み、患者7名に対して看護師1名の配置体制を実現できるように看護師の確保に努めます。

各診療科のホームページを作成・公開して診療内容の詳細情報を地域の医療機関と相互に交換しあい、最適な医療の提供に努めます。

急性期病院*1として、急性期入院医療・包括医療制度（DPC）*2を導入して、医療と経営の効率化を進めます。

主な
取組

事業名	事業概要
人事管理事業	医師の勤務環境改善、研修制度の充実、7：1看護体制の確立、修学資金制度の周知・活用
病診連携事業	地域医療支援病院の承認、病床・医療機器の共同利用体制の整備、診療用ホームページの作成、適正な診療データの相互提供
医療事務事業	DPCへの請求システムの構築・外来診療対応への改修、臓器別に診療室を配置

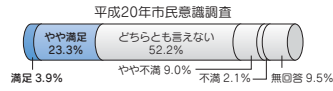
参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)地域医療体制の充実	市民病院における外来件数に対する紹介件数の割合	67%(平成19年度)	80%
(2)救急医療の充実	照会1回で救急搬送した割合	89%(平成20年)	90%
(3)市民病院の安定運営	医師数・病棟看護体制	医師 119人 (平成20年) 看護体制10:1 (平成20年)	医師 126人 看護体制7:1

*1 急性期病院 発症後まもない患者や症状が安定しない患者を受け入れる病床を有し、一定期間集中的な治療を施す病院
 *2 包括医療制度(DPC) 病名や診療内容を約1700種類に分類し、分類ごとに1日あたりの費用を定めた新しい医療費の支払い方法(Diagnosis Procedure Combination)

基本政策2 健やかに安心して暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉の充実）

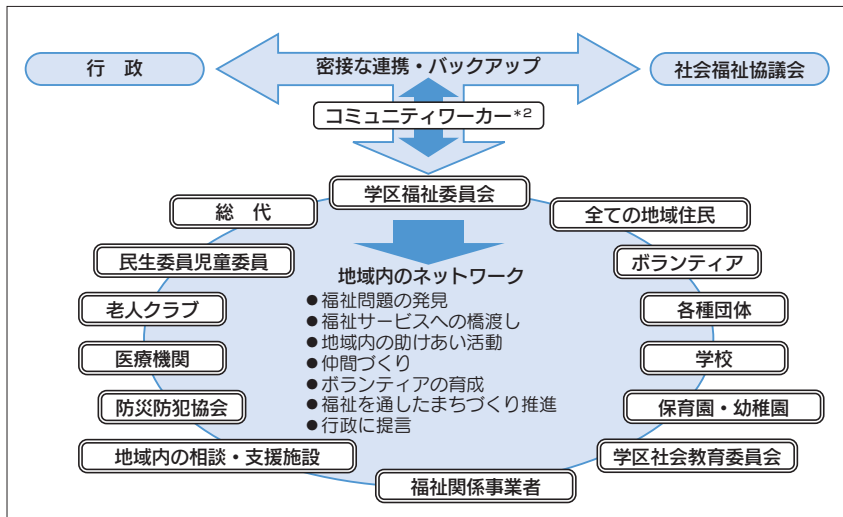
政策3 地域福祉の推進



■現状・問題点

- ◆これまでの社会福祉は、行政から支援を必要とする市民への給付という形になっており、市民の間にも「福祉は行政や福祉事業者が行うもの」という意識がある中、市役所内部の組織や窓口は縦割りで利用者に不便な仕組みとなっており、利用者を総合的に支援できるシステムの構築が求められています。
- ◆少子高齢化や都市化、核家族化が進み、社会環境が大きく変化中、地域社会が抱える課題も複雑多様化しています。こうした課題を解決していくためには、ボランティアやNPO*1などの市民活動が活発になるとともに、地域の中での助けあいや市民一人ひとりの自助努力など、支えあいの地域づくりが必要です。

図表 2-4 支えあいのイメージ

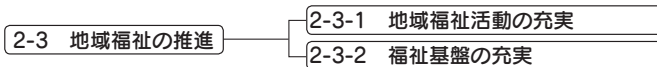


□ は、地域の個人や組織・団体の例として表示

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 地域で共に支えあい、安心して暮らしている。
- 基本方針 → すべての市民が地域社会を構成する一員として認めあい、市民、福祉事業者、行政などがそれぞれ協力しあって福祉活動に取り組む体制づくりと福祉環境の整備を進めます。

■施策の体系



*1 NPO Non Profit Organization ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称
 *2 コミュニティワーカー 地域における福祉問題を、住民の主体的な参加により解決するため、住民の地域組織化活動や地域間での連絡・調整、住民への福祉教育など地域援助に係る種々の活動を行う専門職種

■施策

2-3-1 地域福祉活動の充実（主担当：生活福祉課）

コミュニティワーカー*1を配置し、地域と行政のパイプ役となることで、地域にあった福祉活動を支援します。地域福祉活動計画をモデル地域において策定・実践し、全ての小学校区で地域福祉活動計画が策定・実践をするよう支援します。

「ボランティアセンター」の機能充実を支援し、ボランティア団体と地域との「情報交換の場」として位置付けることで、地域内でのボランティア活動の活性化を図ります。

主な取組	事業名	事業概要
	地域福祉活動支援事業	地域福祉推進

2-3-2 福祉基盤の充実（主担当：生活福祉課）

地域の活動やネットワークの核となる学区福祉委員会の設立を支援し、市民一人ひとりが地域の問題に関心を持ち、地域の実情にあった福祉活動を地域住民が主体で行う地域づくりを支援します。

災害などの緊急時に支援を必要とする人を把握し、地域の協力で支援する体制を整え、全ての地域住民が安心して生活できる環境づくりを推進します。

福祉サービス提供者に対して、第三者の評価費用の一部を補助するなど、評価制度の利用を促進し、客観的な尺度を参考にした福祉サービスの選択と提供者の資質向上を図ります。

福祉サービスを総合的にコーディネートする体制（窓口・システム）を整え、市民が適確に福祉サービスが受けられるようにします。

民間・公共施設の整備において、ユニバーサルデザイン*2と心のバリアフリー*3の啓発を進め、市民一人ひとりが高齢者や障がい者に対して理解を深められるようにします。

主な取組	事業名	事業概要
	地域福祉活動支援事業	社会福祉協議会補助、災害時要援護者支援
	社会福祉法人等支援事業	福祉サービス第三者評価推進

■参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)地域福祉活動の充実	ボランティア登録団体数	99団体(平成20年)	100団体
(2)福祉基盤の充実	学区福祉委員会の設立数	40委員会(平成21年)	44委員会

*1 コミュニティワーカー 地域における福祉問題を、住民の主体的な参加により解決するため、住民の地域組織化活動や地域間での連絡・調整、住民への福祉教育など地域援助に係る種々の活動を行う専門職種
 *2 ユニバーサルデザイン 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何に問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計
 *3 バリアフリー 生活弱者や障がい者が社会生活に参加する上で支障となる精神的及び物理的障壁が取り除かれた状態

基本政策2 健やかに安心して暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉の充実）

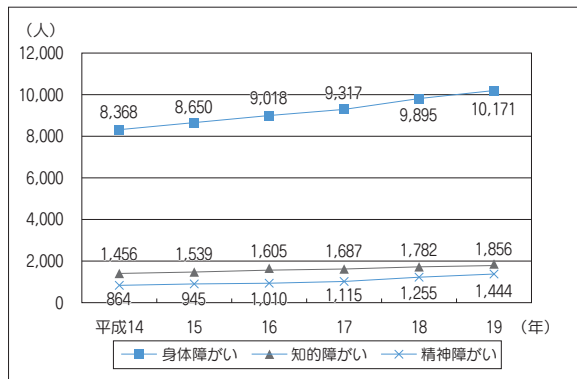
政策4 障がい者福祉の充実



■現状・問題点

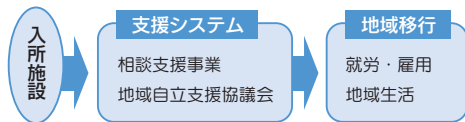
- ◆これまで障がい者施策は、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、平成15年度の障がい者が自己選択・自己決定により利用するサービスを決定する「支援費制度」へと移行しました。
- ◆平成18年度には、障がい者も地域社会の構成員として積極的に活動に参加できるように地域で支えあう仕組みづくりを進める障害者自立支援法*1がスタートしました。
- ◆障害者自立支援法では、障がい種別によらない一元的な支援を行うため、関係機関の連携強化が重要な課題となっています。

図表 2-5 岡崎市の障がい者数



出典：障がい福祉課

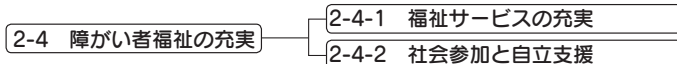
図表 2-6 障がい者の地域生活への移行



■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 障がい者が生きがいをもち、安心して暮らしている。
- 基本方針 → 障がい者が地域社会の構成員として、生きがいをもって暮らしていくため、自立した生活と積極的な活動を支援し、ノーマライゼーション*2を推進します。

■施策の体系



*1 障害者自立支援法 「障がい者及び障がい児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる」ために定められた法律
*2 ノーマライゼーション 障がい者と健常者が、互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、望ましい姿であるという考え方

■施策

2-4-1 福祉サービスの充実（主担当：障がい福祉課）

障がい者基本計画などのもと、障がい者福祉施設の整備、障がい福祉サービス事業を実施する指定事業者の確保に取り組み、障がい者に安定したサービスを提供します。

福祉の村は、重度障がい者の増加、入所・入院者の地域移行などに対応できるよう施設機能の再編を図ります。特に、増加傾向にある発達障がい児に対しては、利用定員枠を拡大するほか、相談・医療施設も視野に入れた療育支援体制を整えます。

相談支援事業所に対する適切な情報提供や研修実施の支援に取り組み、身近な地域で気軽に悩みや相談ができる体制を整えることで、誰もが必要に応じて在宅福祉サービスを利用できるようにします。

事業名	事業概要
障がい者福祉施策推進事業	障がい者基本計画策定、障がい福祉計画策定
障がい者福祉施設整備事業	福祉の村施設整備
障がい福祉サービス支給事業	障害者自立支援法*によるサービスの支給

主な取組

2-4-2 社会参加と自立支援（主担当：障がい福祉課）

一般企業などで雇用されることが困難な障がい者に働く場を提供するとともに、知識や能力向上のための訓練などの施設に通った障がい者に奨励金の支給など自立に向けた支援を行います。

スポーツを通じた障がい者の健康増進や社会生活を営むための機能の維持・回復などに取り組み、障がい者の社会参加を促進します。

事業名	事業概要
障がい者就労支援事業	通所授産施設など利用奨励金支給、障がい福祉施設授産製品販売促進
障がい者地域生活支援事業	障がい者相談支援、日常生活用具費支給、コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センター事業委託

主な取組

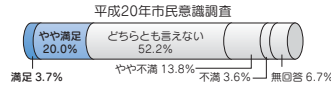
■参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)福祉サービスの充実	障がい者グループホーム・ケアホームの定員	49人(平成20年)	112人
(2)社会参加と自立支援	障がい者の施設入所者数	238人(平成19年度)	202人

* 障害者自立支援法 「障がい者及び障がい児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる」ために定められた法律

基本政策2 健康やかに安心して暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉の充実）

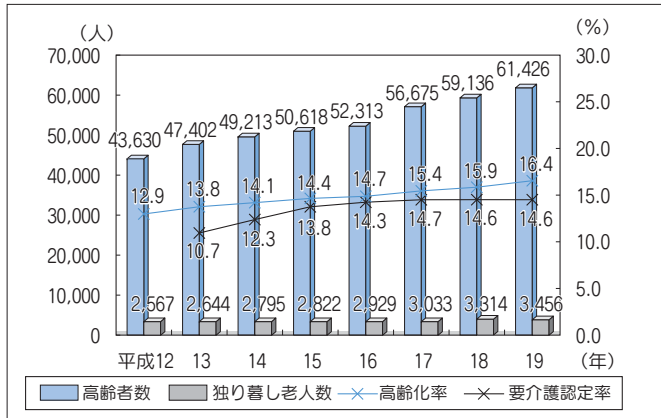
政策5 高齢者福祉の充実



■現状・問題点

- ◆平均寿命の延伸や若年人口の減少により高齢者人口の割合が高まっています。また、核家族世帯が一般化し、その結果として高齢者世帯の増加、ひとり暮らし高齢者の増加が進んでいますが、このような高齢者を地域で支える体制が重要です。
- ◆高齢化が進むことにより、認知症高齢者など支援を必要とする高齢者に対する給付費や医療費の増加といった課題も見込まれますが、一方では、健康で活動的な高齢者も増えることが予想され、こうした高齢者が地域社会で活躍することが期待されます。

図表 2-7 高齢者の状況

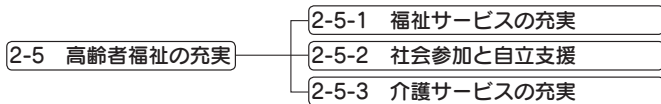


出典：長寿課

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らしている。
- 基本方針 → 高齢者が地域社会の構成員として自立して生きがいのある暮らしができるよう、社会活動への主体的な参加を促進します。

■施策の体系



■施策

2-5-1 福祉サービスの充実（主担当：長寿課）

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加していることから、援護を必要とする高齢者に在宅福祉サービスを提供し、高齢者が施設入所することなく在宅で安心して暮らしていけるようにします。

主な取組	事業名	事業概要
	高齢者安心確保事業	配食サービス、日常生活用具給付
	高齢者介護支援事業	住宅改修費用一部助成金支給

2-5-2 社会参加と自立支援（主担当：長寿課）

「就労」「社会参加」「生きがい」「健康づくり」を基本コンセプトとした拠点施設を整備し、貴重なマンパワーとして高齢者への多面的な支援に取り組み、生きがいを感じながら自立して暮らせるようにします。介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援に取り組み、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進し、高齢者の自立を支援します。

主な取組	事業名	事業概要
	高齢者交流支援事業	老人クラブ支援
	高齢者就労支援事業	シルバー人材センター運営費補助
	介護予防事業	地域介護予防活動支援
	高齢者生きがい施設整備事業	高齢者生きがい施設整備

2-5-3 介護サービスの充実（主担当：長寿課）

介護保険事業計画を3年ごとに定め、適正な質及び量の介護サービスを提供し、高齢者が要介護状態となっても在宅、または施設で適正な介護サービスを受け、能力に応じた日常生活が送れるようにします。介護サービスに関する情報提供やサービス事業者の振興・健全育成を行うなど介護サービスの充実を図ります。

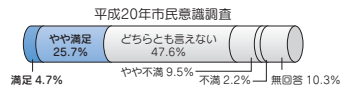
主な取組	事業名	事業概要
	保険給付事業	介護サービスなど給付

■参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)福祉サービスの充実	サービス利用人数	延4,125人(平成19年度)	延5,280人
(2)社会参加と自立支援	老人福祉センターの利用者数	257,364人(平成19年度)	344,400人
(3)介護サービスの充実	在宅介護率	75.3%(平成19年度)	75.0%

基本政策2 健やかに安心して暮らせるまちづくり (保健・医療・福祉の充実)

政策6 児童福祉の充実



■現状・問題点

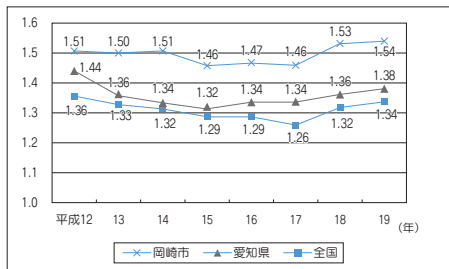
- ◆全国的に少子化が進む中、市外からの世帯流入が引き続き見込まれる本市においても、今後、子どもの数は減っていくことが予想されます。
- ◆核家族化や共稼ぎ世帯の増加に伴い、家庭での子育てや教育が必ずしも十分とはいえない状況にあり、行政に対する子育て支援の要求は増加し、多様化しています。一方で、地域社会が一体となり、子どもが自ら育つ力を見守っていく重要性も指摘されています。

図表 2-8 こどもの数と世帯の状況 (岡崎市の人口)

	平成15年	16年	17年	18年	19年
人口(単位:人)	348,049	351,467	355,359	367,850	371,413
0~4歳人口(単位:人)	19,208	19,039	18,901	19,098	19,107
5~9歳人口(単位:人)	18,827	18,973	19,047	19,621	19,677
世帯数(単位:世帯)	126,753	129,739	133,212	138,706	141,815
1世帯当り人口(単位:人/世帯)	2.75	2.71	2.67	2.65	2.62
自然増(単位:人)	1,642	1,658	1,374	1,424	1,503
社会増(単位:人)	1,922	2,232	1,776	1,623	2,290

出典：市民課

図表 2-9 合計特殊出生率*

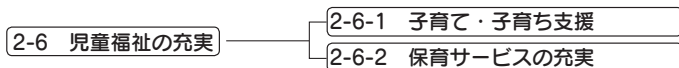


出典：厚生労働省【人口動態調査】をもとに企画課作成

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 家族・地域に見守られ、子どもが健やかに成長している。
- 基本方針 → 子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、地域の協力を得ながら子どもを育てる環境づくりに努めます。

■施策の体系



* 合計特殊出生率 一人の女性が一生に産む子どもの数

■施策

2-6-1 子育て・子育て支援 (主担当：こども育成課)

育児相談や親子のふれあい遊びの指導が受けられる「つどいの広場」や「子育て広場」を設置し、育児ノイローゼの解消や子育てを通じた地域住民との交流を図ります。また、保護者の病気や急な残業といった通常保育では対応できない保育ニーズに応える「ファミリー・サポート・センター」の援助会員の確保に努めます。

小学校区ごとに開設した子どもが自由に過ごすことができる「学区こどもの家」のほか、今後、留守家庭の子どもが家庭的に過ごすことができる「児童育成センター」を順次開設し、放課後・休日の児童が家庭や地域で孤立しない居場所づくりを進め、共稼ぎ世帯が安心して子育てできる環境を整えます。

妊婦健診や新生児聴覚検査費に対する補助、中学校卒業までの子どもに対する医療費の無料化など、子どもを産み育てる段階に応じた経済的負担を緩和します。

発達障がいのある子については、岡崎げんき館を起点に障がいの早期発見に努め、その子どもの症状や年齢に応じた保育・療育環境を整え、県立第二青い鳥学園・市民病院などの医療機関や福祉の村との協働で医療・相談・訓練など育児支援を進めます。

児童相談所と連携し、子育てに好ましくない家庭環境にいる子どもを保護し、親子のケアを行います。

事業名	事業概要
子育て支援事業	ファミリー・サポート・センター、つどいの広場、地域子育て支援センター
子育て家庭施策企画事業	児童育成支援行動計画策定・進行管理
放課後児童健全育成事業	児童育成センター建設、児童育成センター管理運営、民間児童クラブ利用者育成補助、放課後児童健全育成事業費補助
学区こどもの家管理事業	学区こどもの家建設、施設整備、管理運営
児童保護事業	家庭児童相談、母子生活支援施設措置委託
障がい者福祉施設管理運営事業	管理運営委託 (めばえの家・若葉学園)
障がい者地域生活支援事業	障がい児(者)地域療育支援事業委託
小児保健事業	子ども発達サポート、新生児聴覚検査費補助
医療助成事業	子ども医療助成

主な取組

2-6-2 保育サービスの充実（主担当：保育課）

延長保育、病後児保育、一時保育、休日保育などの利用範囲を拡大し、保護者の就労にあわせた子育てと仕事の両立を支援できる保育体制を整えます。

公立・私立保育所の耐用年数の経過に伴う建て替えと施設改修に取り組み、入所児童の安全を確保します。

公立・私立保育所が合同で保育士研修を行い、公立・私立相互の保育内容の均衡を図ります。

主な
取組

事業名	事業概要
公私立保育園運営事業	園児健康管理、保育士研修
公私立保育事業	病後児、一時保育、保育園地域活動
公立保育園施設整備事業	公立保育園建替、園舎整備、維持管理
公立保育園管理運営事業	公立保育園管理運営
私立保育園運営支援事業	私立保育園保育実施補助、施設整備補助、園舎建替補助

参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)子育て・子育て支援	児童育成センター利用定員数	1,500人(平成20年)	1,900人
(2)保育サービスの充実	特別保育実施園数	延45園(平成20年)	延68園

基本政策2 健やかに安心して暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉の充実）

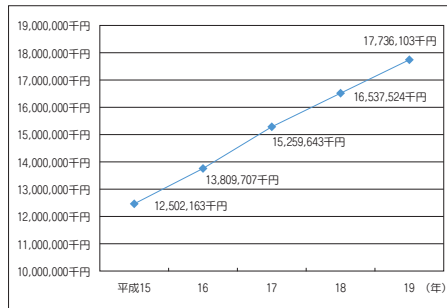
政策7 社会保障の充実



■現状・問題点

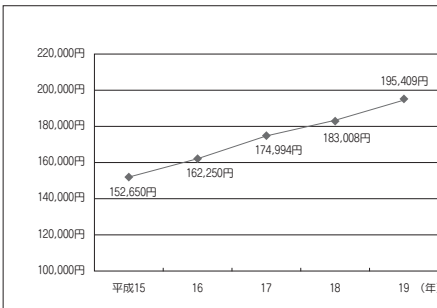
- ◆社会保障制度は国が主体となって相互扶助の考え方にに基づき、健やかで安心できる生活を保障し市民生活の安定を支える制度であり、年金、医療保険、介護保険、生活保護などが整っています。
- ◆しかし、国民健康保険制度は、高齢者や低所得者の加入割合が必然的に増加するという構造的な問題を抱えており、高齢化や医療の高度化にともない医療費が増大するなかで厳しい財政運営を迫られています。また、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は、新たな仕組みとして導入された制度であり、制度の定着に向けて取り組む必要があります。
- ◆国民年金制度は、高齢者や障がいをもつ人などの生活を経済的に支える制度として重要な役割を果たしており、市民一人ひとりの受給権を確かなものとしていくことが必要です。

図表 2-10 国民健康保険給付費の推移



出典：国保年金課

図表 2-11 1人当たり国民健康保険給付費の推移

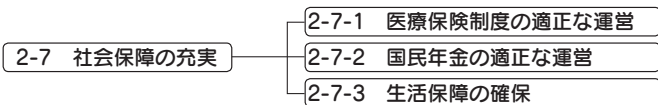


出典：国保年金課

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 制度が安定して運用され、市民が安心して暮らしている。
- 基本方針 → 市民が安心して生活できる社会保障として、生活保護制度、医療保険制度、年金保険制度に関する十分な情報提供と制度の長期的な安定と充実に努めます。

■施策の体系



■施策

2-7-1 医療保険制度の適正な運営（主担当：国保年金課）

国民健康保険や後期高齢者医療制度など公的医療保険・助成制度の適切な運営に努め、誰もが安心して医療を受けられるようにします。

国民健康保険制度は、特定健康診査^{*1}・特定保健指導^{*2}の実施により市民の生活習慣の改善と医療費の削減に努めるとともに、保険料の適正化や収納体制の整備を進めるなど、制度の健全な運営に努めます。

後期高齢者医療制度は、制度の円滑な運営を図るため広域連合と連携を取りながら、制度の周知と円滑な運営に努めます。

	事業名	事業概要
主な取組	国保運営事業	保険料賦課・徴収、保険給付、特定健康診査
	医療助成事業	福祉医療助成、子ども医療助成
	後期高齢者医療制度事業	後期高齢者医療健診、保険料徴収

2-7-2 国民年金の適正な運営（主担当：国保年金課）

関係機関と連携しながら、相談業務を充実し、制度の理解と普及を図り資格適用の適正化に努め、高齢者や障がい者などの安定した生活を支えます。

	事業名	事業概要
主な取組	国民年金支援事業	年金相談、年金申請など受付

2-7-3 生活保障の確保（主担当：生活福祉課）

新規の相談に対し、申請者の状況を適切に把握するとともに、被保護者についても自立に向けた適正な生活指導を行い、セーフティネット^{*3}としての生活保護制度が適正に運用され、市民が安心して暮らせるようにします。

	事業名	事業概要
主な取組	社会的困窮者支援事業	生活保護適正実施推進
	就労・雇用に向けた支援	自立支援プログラムなどの実施推進

■参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)医療保険制度の適正な運営	メタボリックシンドローム ^{*4} の該当者及び予備群の減少率	平成20年度から調査	△25% (平成27年度)
(2)国民年金の適正な運営	相談件数	3,454件(平成20年)	3,600件
(3)生活保障の確保	生活保護者自立支援達成数	52件(平成20年)	416件

*1 特定健康診査 平成20年4月より導入された40～74歳の保険加入者を対象とする、メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)の早期発見を目的とした健康診査
 *2 特定保健指導 特定健康診査でメタボリックシンドローム、あるいはその予備群とされた人に対して行われる保健指導
 *3 セーフティネット 経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障してくれる社会的な制度(安全網)
 *4 メタボリックシンドローム 内臓脂肪型肥満に高血糖・高血圧・高脂血症のうち2つ以上を合併した状態

基本政策3 自然と調和した環境にやさしいまちづくり (環境共生都市の実現)

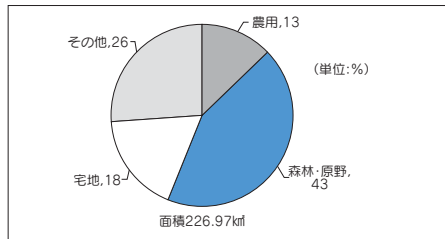
政策1 自然環境の保全と活用



■現状・問題点

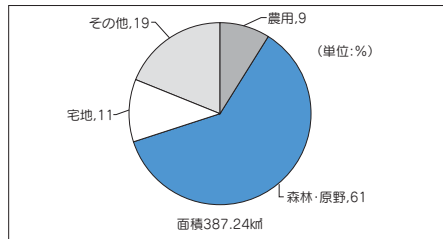
- ◆生活スタイルの変化に伴って、市民が自然とふれあう機会が減っています。また、土地開発や外来生物*の増加などにより自然環境が劣化するとともに、生物の多様性が低下しつつあります。また、森林資源の経済的な価値の低下、農林業従事者の減少や高齢化に伴う農林業の衰退に伴う荒廃した森林や耕作放棄された農地の増加など、人と自然との係わり合いが減ったことに起因した問題も深刻化しつつあります。
- ◆自然環境を環境学習、自然体験、市民交流などに活用する場として「水とみどりの森の駅」を整備していますが、自然環境の保全を重要と考える市民の意識は、依然として高い水準にあるとは言えない状況にあります。

図表 3-1 平成 17 年土地利用状況 (合併前)



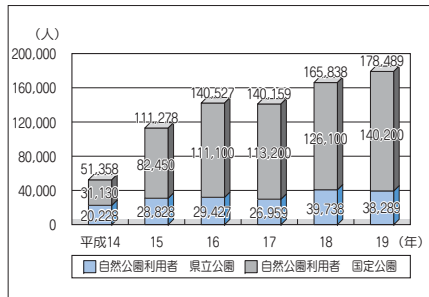
出典：都市計画課

図表 3-2 平成 18 年土地利用状況 (合併後)



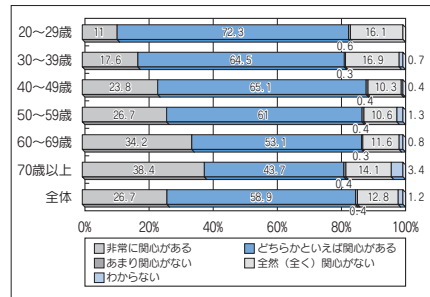
出典：都市計画課

図表 3-3 自然公園利用者数



出典：観光課

図表 3-4 自然への関心

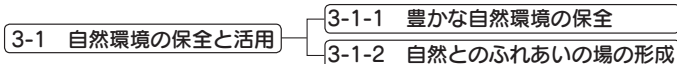


出典：内閣府【平成18年自然の保護と利用に関する調査】

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 水と緑をはじめとする豊かな自然とふれあえるまちになっている。
- 基本方針 → 市民との協働を通じた自然環境の保全を進め、豊かな水資源と自然環境を将来へ継承します。

■施策の体系



* 外来生物 もともとその地域に生息していなかったのに、貿易などの人間の活動によって外国から持ち込まれた生物

■施策

3-1-1 豊かな自然環境の保全 (主担当：自然共生課)

市民・団体が行う自然保護活動を支援し、池沼、湿地、里地・里山などの自然資源を保全します。保護すべき区域や種の指定、外来生物*1の駆除などにより在来生物*2の保護に取り組み、生物の多様性を保全します。養成講座、研修会などによる自然保護活動リーダーの育成、幼児・児童向け自然体験学習の推進などに取り組み、自然環境の保全に対する市民の意識向上を図ります。

主な取組	事業名	事業概要
	自然環境保全推進事務事業	湿地など自然環境の保全活動推進、自然体験学習の推進、自然観察会の実施、自然保護活動者養成講座の開催、自然環境調査、生物多様性保全基本計画策定

3-1-2 自然とのふれあいの場の形成 (主担当：自然共生課)

市民活動によって保全された池沼、湿地、里地・里山を活用し、また「水とみどりの森の駅」を自然体験、環境学習の場として整備を進め、体験型の環境学習や都市・農山村部の市民相互の理解と交流に活用し、自然と人が身近にふれあうまちづくりを進めます。

主な取組	事業名	事業概要
	自然体験型環境教育推進事業	自然体験プログラムの開発及び実施、自然体験リーダーなどの育成、市民活動団体との協働促進
	水とみどりの森の駅整備事業	おかざき自然体験の森整備、わんPark整備、アーティストの森推進、烏川ホテルの里整備

■参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)豊かな自然環境の保全	自然環境の保全活動参加者数	3,314人(平成19年度)	3,800人
(2)自然とのふれあいの場の形成	自然体験プログラム参加者数	4,870人(平成19年度)	6,300人

*1 外来生物 もともとその地域に生息していなかったのに、貿易などの人間の活動によって外国から持ち込まれた生物
*2 在来生物 昔からその地域に生息していた生物

基本政策3 自然と調和した環境にやさしいまちづくり (環境共生都市の実現)

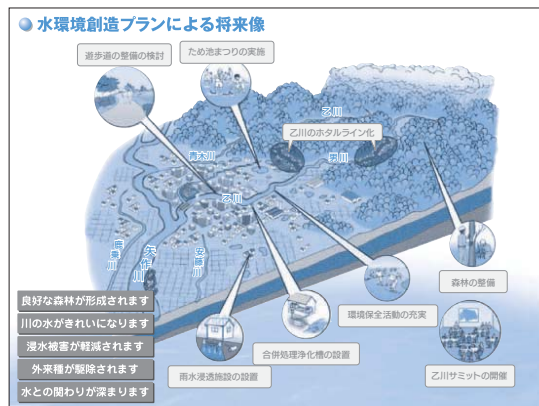
政策2 良好な生活環境の確保



■現状・問題点

- ◆人が生きていく上で「水」は必要不可欠なものです。幸い本市の水資源は、矢作川、額田地域に水源を有する乙川など恵まれた状況にあります。近年の高い平均気温、集中豪雨などの異常気象を踏まえると、干害や水害といった気象災害に十分に備えた水環境の構築が必要となっています。
- ◆流量の減少、水質の汚濁、親水性の低下など水環境全体の悪化が今後の大きな課題であるという認識のもと、環境、治水、利水の面から将来の水環境の姿とその実現に向けた「岡崎市水環境創造プラン*」を平成19年度に策定しました。
- ◆市民の生命、健康を脅かす可能性のある公害については、近年、特に大きな問題は発生していませんが、都市化の進展に伴う騒音、振動、悪臭などの感覚公害に関する苦情相談が恒常的に発生しており、新たな土壌・地下水の汚染問題も生じる恐れがあります。また、依然として放置自動車、家電製品などの不法投棄や空き缶などのポイ捨てごみが散見される状況にあります。

図表 3-5 水環境創造プランによる将来像

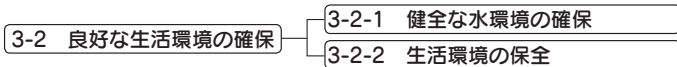


出典：環境保全課

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 健全な水環境と公害の無い健康で安全で安心して暮らせる良好な生活環境が整っている。
- 基本方針 → 森林・河川が有する保水能力の向上、水質保全、水辺再生などにより健全な水環境を創造するとともに、騒音、振動、悪臭などの感覚公害の無い良好な生活環境の確保に努めます

■施策の体系



* 水環境創造プラン 環境と治水と利水の面から、将来の望ましい水環境のあり方と、それを実現するための取り組みをまとめたもので、平成20年策定

■施策

3-2-1 健全な水環境の確保 (主担当：環境保全課)

保水能力の高い森林整備、水循環の調整能力を有する農地保全など雨水貯留や地下水涵養に取り組み、現況河川流量の維持や浸水被害の解消を図ります。

生活系・工場系に起因する汚濁負荷量*1の削減、水辺環境の保全、外来種の駆除や在来種の保護に取り組み、川の中で遊ぶことができ、自然にホタルが飛び交い、在来種が繁殖する親しみやすい水辺を再生します。

水環境に関する情報の提供、自主的な市民活動の支援などに取り組み、水に関する市民活動やイベントの活性化を図ります。

主な取組	事業名	事業概要
	水環境創造プラン*2推進事業	水源林間伐助成、水源林公的管理の検討、多自然川づくり、乙川遊歩道の整備、乙川サミット

3-2-2 生活環境の保全 (主担当：環境保全課)

大気汚染、水質汚濁の状況を把握する監視体制や、その発生源である事業者に対する立入調査を強化し、騒音、振動、悪臭などの感覚公害に関する苦情に迅速に対応します。また、土壌・地下水汚染が顕在化した場合には、早期に適切な浄化対策を指導します。

下水道や処理施設による生活排水処理が計画されない地域では、合併処理浄化槽による生活排水処理に取り組み、川中や水辺で遊ぶことができる水質を確保します。特に、河川上流にある地域では、集落単位で高度処理型浄化槽による生活排水処理に取り組みます。

看板配布、ケーブルテレビなどによるポイ捨て防止の啓発、航空写真を活用した不法投棄監視パトロールの効率的な実施、環境美化活動への積極的な市民参加などに取り組み、ごみの無い美しいまちを実現します。

主な取組	事業名	事業概要
	公害対策事業	事業所への立入指導、事前届出による未然防止
	生活排水対策事業	合併処理浄化槽、小規模集落生活排水対策
	生活環境改善事業	パトロール活動の強化、地域の美化活動の推進、アダプトプログラムの*3導入
	廃棄物対策事業	航空写真の二次利用などによるパトロール強化
	環境調査事業	常時監視体制の強化

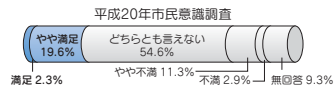
■参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)健全な水循環の確保	水循環再生指標*4 *5点満点	3.1(平成20年)	4
(2)生活環境の保全	環境基準*5(BOD*6)の達成率	87.0%(平成19年度)	100.0%

*1 汚濁負荷量 水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、リンなどの汚濁物の量
 *2 水環境創造プラン 環境と治水と利水の面から、将来の望ましい水環境のあり方と、それを実現するための取り組みをまとめたもので、平成20年策定
 *3 アダプトプログラム ボランティアとなる市民が里親になって道路、公園などを自らの農子とみなし、定期的に清掃・美化を行って面倒をみるやり方という
 *4 水循環再生指標 水循環に関する「水質」「水量」「生態系」「水辺」という4つの視点から、各調査項目を5段階で点数化すること
 *5 環境基準 人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準
 *6 BOD Biochemical oxygen demand の略称で、生物化学的酸素要求量と呼ばれ、水中の有機物などの酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量を表したものの

基本政策3 自然と調和した環境にやさしいまちづくり (環境共生都市の実現)

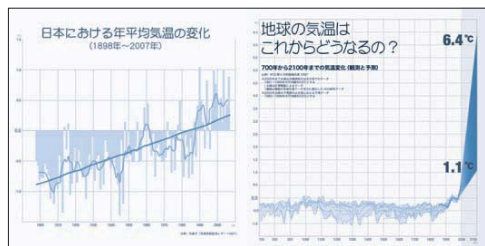
政策3 地球環境の保全



■現状・問題点

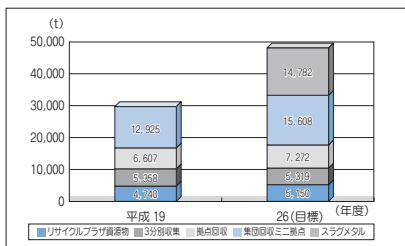
- ◆近年、地球環境の悪化が深刻化していることについて、国民的な関心が高まっています。それに伴い環境に対する市民の意識は向上しつつあり、その結果、地球環境保全のための活動に取り組む市民は増加傾向にあります。その一方で、地球規模での環境問題は身近さに欠けるため「自分のこと」として捉えられず無関心であったり、あるいは多少関心はあっても具体的な行動に移せていないなど、全市的な盛り上がりには欠ける状況にあります。
- ◆リサイクルを通じたごみの資源化は拡大しているものの、ごみ減量の効果は今ひとつ上がっていません。市民1人あたりのごみ排出量は横ばい傾向にありますが、人口増加の影響もあって家庭からのごみ排出総量は増加し、事業者からのごみ排出総量も近年増加傾向に転じており、今後、更なるごみ減量・リサイクルを促進していく必要があります。
- ◆地球環境の保全には緑化の推進も求められており、市街地における公共施設や民有地の緑化を促進していますが、全体的に見れば都市化の影響などにより減少傾向にあります。

図表 3-6 気温の変化



出典：気象庁【気候変動監視レポート2006】

図表 3-7 資源化量の推移

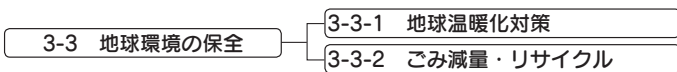


出典：ごみ対策課

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 市民が身近な環境だけでなく、地球環境にも配慮している。
- 基本方針 → 市民がごみ減量・リサイクル及び地球環境の改善を考慮した主体的な行動を起こせるよう、意識啓発を含めた具体的な環境保全活動を提示し、推進します。

■施策の体系



■施策

3-3-1 地球温暖化対策 (主担当：環境総務課)

太陽光発電、燃料電池発電などの省エネルギーシステムの一般家庭への普及、電気自動車、プラグインハイブリッド車*1などの次世代自動車の普及などに取り組み、日常生活に自然エネルギーや新技術を活用した二酸化炭素の削減を進めます。

電気自動車、プラグインハイブリッド車などの充電装置の公共施設・チェーンストアなどへの設置など、充電に必要なインフラ整備に取り組みます。

温暖化防止対策の重点施策や市民、事業者、行政が一体となった地球温暖化対策実行計画*2を策定し、家庭系の排出CO₂の総量を抑制するための市民の取り組みを支援するとともに、温暖化防止対策行動に取り組む市民組織の活動を支援します。

主な取組	事業名	事業概要
	地球温暖化対策事業	地球温暖化対策実行計画策定、CO ₂ 排出抑制啓発、家庭用新エネルギー*3設備など購入費補助、地球温暖化対策地域協議会活動支援

3-3-2 ごみ減量・リサイクル (主担当：ごみ対策課)

日常の市民生活から発生する生ごみ、紙類、プラスチック類などについては、生ごみ処理機の購入助成、容器包装の3分別収集による再資源化、レジ袋の有料化による発生抑制などを進めます。また、事業活動から発生する生ごみ、木くず、家畜排せつ物などについても、事業者が主体的に原料又はエネルギーに再資源化する取り組みを支援します。

平成23年度の供用開始をめざして、焼却熱エネルギーを発電に利用し、焼却後の溶融物を再資源化するなど、経済性や地球温暖化に配慮した新一般廃棄物中間処理施設の建設を進めます。

地域説明会の開催、啓発用資料の配布、学校教育との連携により、ごみ減量・リサイクルに対する市民意識の高揚を図ります。

主な取組	事業名	事業概要
	ごみ減量・リサイクル事業	ごみリサイクル奨励金、生ごみ堆肥化装置購入費補助、資源回収、分別収集、拠点及びミニ二拠点回収、リサイクル協力店制度、説明会などの開催、啓発パンフレットの作成配布、出前講座、環境教室、新一般廃棄物中間処理施設の建設

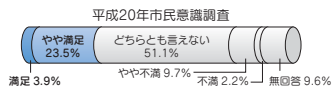
■参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)地球温暖化対策	家庭からのCO ₂ 排出量	414千t-CO ₂ (平成10年度)	326千t-CO ₂ (平成22年度)
(2)ごみ減量・リサイクル	資源化量	29,630t(平成19年度)	48,131t

*1 プラグインハイブリッド車 大容量のバッテリーを搭載してモーターだけで走行できる距離を拡大した自動車で、家庭用電源でも充電が可能
 *2 地球温暖化対策実行計画 地方公共団体が事務活動や公共事業で自ら排出する温室効果ガスの排出抑制などのため策定する実行計画
 *3 新エネルギー 太陽光発電、風力発電、燃料電池、バイオ燃料などの総称

基本政策3 自然と調和した環境にやさしいまちづくり (環境共生都市の実現)

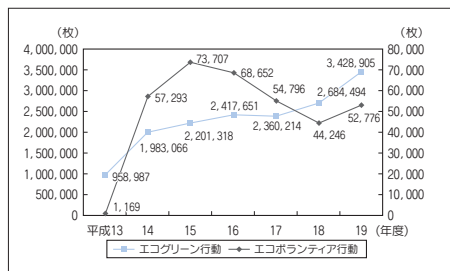
政策4 環境行動の実践



■現状・問題点

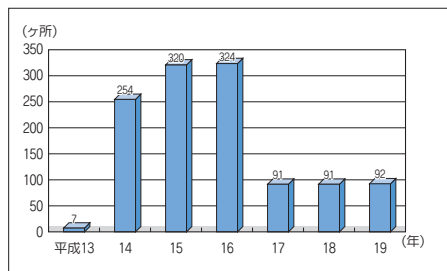
- ◆環境問題が深刻化する中で、環境行政に関心を持つ市民が増えており、環境をテーマとしたイベントなどへの参加者は年々増加傾向にあります。また、本市で展開している「エコシール制度*1」は環境問題に対する市民の関心を高める一助となり、昨今のレジ袋有料化への動きとともに参加者の増加が顕著となっていますが、今後も一層の普及を図るとともに、制度の有効活用を図っていく必要があります。
- ◆本市は環境マネジメントシステムを構築し、環境に配慮した行動に向けて積極的に取り組んできました。また、岡崎版事業所環境ISO*2などにより事業者に対してもISOの趣旨の理解と実践行動を促しており、今後、この活動の拡大が求められます。

図表 3-8 エコシール発行枚数の推移



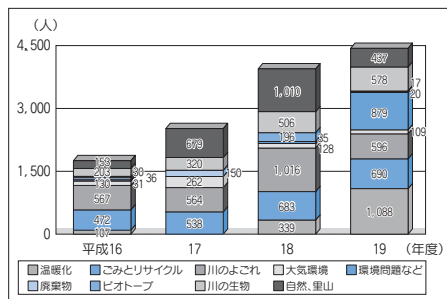
出典：環境総務課

図表3-9 事業所環境ISO*2登録数



出典：環境総務課

図表 3-10 環境教室・環境学習開催状況(人数)

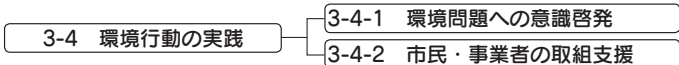


出典：環境総務課

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 市民が環境問題を考えて、環境行動を実践している。
- 基本方針 → 環境に対する負荷を少しでも軽減させるため、市民及び事業者の環境に配慮した主体的な行動の実践を支援します。

■施策の体系



*1 エコシール制度 協力加盟店でレジ袋など包装物を断る「エコグリーン行動」と、ボランティア団体登録をして環境美化活動などを行ったり、市主催の講演会などに参加する「エコボランティア行動」
 *2 岡崎版事業所環境ISO 環境に取り組む事業者の国際標準規格であるISO14001の趣旨と特徴を生かした簡略版であり、市内の事業者が環境にやさしい取り組みを進めることを推進するもの
 *3 ISO14001 環境マネジメントシステムの国際規格のことで、事業者が自主的に環境に関する方針や目標を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための組織的な仕組み(体制・手続き等)

■施策

3-4-1 環境問題への意識啓発(主担当：環境総務課)

出前講座やシンポジウム、展示会、キャンペーンなどの地域や学校での環境啓発に取り組み、市民が環境問題を考え、環境行動を実践することができるようにします。

主な取組	事業名	事業概要
	環境意識啓発事業	環境問題に対する意識啓発、エコシール制度*1推進

3-4-2 市民・事業者の取組支援(主担当：環境総務課)

環境マネジメントシステムの運用に取り組み、市民、事業者に対し行政としての率先した環境行動を示します。事業所における環境に配慮した行動を岡崎版事業所環境ISO*2などにより推進するとともに、事業所のISO14001*3認証取得を支援します。

市民、事業者、行政が一体となって作成した「環境基本計画」に基づき、環境に配慮した活動に取り組む組織を育成・支援します。

主な取組	事業名	事業概要
	ISO14001推進事業	環境マネジメントシステムの構築・改善、ISO14001認証取得支援、岡崎版事業所環境ISOなどの普及・啓発
	環境基本計画推進事業	環境基本計画推進組織育成、環境基本計画プロジェクト推進

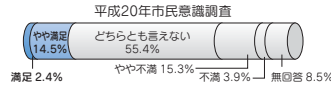
■参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)環境問題への意識啓発	環境学習、話しあう会、講演会などへの参加者数	5,437人(平成19年度)	6,000人
(2)市民・事業者の取組支援	環境基本計画推進組織によるプロジェクト始動数	平成21年度から調査	10件

*1 エコシール制度 協力加盟店でレジ袋など包装物を断る「エコグリーン行動」と、ボランティア団体登録をして環境美化活動などを行ったり、市主催の講演会などに参加する「エコボランティア行動」
 *2 岡崎版事業所環境ISO 環境に取り組む事業者の国際標準規格であるISO14001の趣旨と特徴を生かした簡略版であり、市内の事業者が環境にやさしい取り組みを進めることを推進するもの
 *3 ISO14001 環境マネジメントシステムの国際規格のことで、事業者が自主的に環境に関する方針や目標を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための組織的な仕組み(体制・手続き等)

基本政策4 賑わいと活力あるまちづくり（経済の振興）

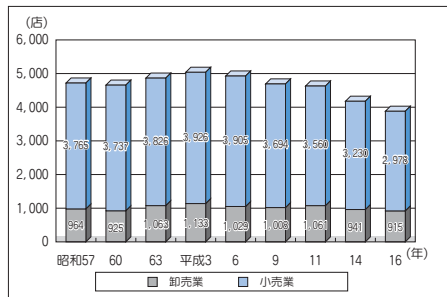
政策1 商工業の振興



■現状・問題点

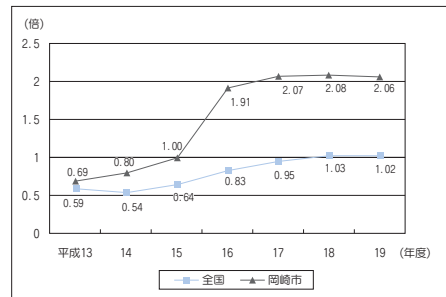
- ◆大型商業施設の郊外進出に伴い、中心市街地の空洞化が進み集客力が低下する一方で、起業を志す人からの創業場所の提供や支援制度の充実を望む声が大きくなっています。
- ◆工業団地などへの企業の進出希望も多い一方、地域への定着、地域に根ざした企業の立地が課題となっています。また、地域の実情に応じた産業集積のあり方を検討する必要があります。
- ◆平成22年までに愛知県企業庁が「岡崎東部地区工業団地」西側区域を造成し、分譲面積14.8haの新たな工業用地が生み出されます。
- ◆豊田・岡崎地区研究開発施設の建設は、世界的なモノづくり拠点としての地域ポテンシャルを向上させることが期待できます。
- ◆少子高齢化が進む中、県内企業の求人活動の活発化により、市内事業所の求人確保が難しくなっています。

図表 4-1 商店数（卸・小売業）



出典：企画課

図表 4-2 有効求人倍率の推移

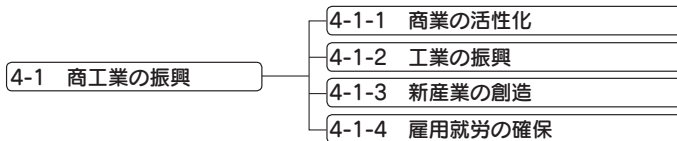


出典：厚生労働省【職業安定業務統計】

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 地場産業を含めた商工業の活性化と多様な次世代産業の振興が図られ、活気に満ちた地域経済となっている。
- 基本方針 → 地域資源を活用した新たな事業展開やビジネスモデルへの支援、中心市街地における商店街の賑わいの創出、積極的な企業誘致と労働力の安定的確保などを図り、地域経済の持続的な活力を生み出す支援体制の充実に努めます。

■施策の体系



■施策

4-1-1 商業の活性化（主担当：商工労政課）

商店の規模や業種に応じた経営指導や活性化に向けての情報提供に取り組み、商店街における後継者不足の課題を解消します。

中心市街地では、空き店舗などの情報発信を通じて店舗数の増加を図り、商店街の活性化につなげます。金融機関と連携した相談体制の確立と融資制度の充実に努め、事業者の事業安定と拡大化を図ります。

主な取組	事業名	事業概要
	地域活性化事業	商工振興計画策定、街情報ステーション、中小企業商工団体補助
	中小企業資金融資事業	中小企業事業資金斡旋

4-1-2 工業の振興（主担当：商工労政課）

メディアを媒介とした広報活動や企業訪問、工場建設を支援する奨励制度の活用などにより、岡崎東部地区や額田南部地区の工業団地に自動車産業、航空機、医療機器などの次世代産業を始めとした企業誘致に取り組みます。また、世界的なモノづくり拠点としての地域優位性や、豊田・岡崎地区研究開発施設、新東名高速道路の建設に伴い高まる地域ポテンシャルを活かし、阿知和地区で新たな工業団地を構想します。

事業規模や内容に応じて金融機関と連携した相談体制の確立と融資制度の充実に努め、中小企業事業者の事業安定と拡大化を図ります。

主な取組	事業名	事業概要
	県工業団地等推進支援事業	東部地区工業団地造成事業支援
	企業誘致対策事業	企業誘致
	中小企業資金融資事業	中小企業事業資金斡旋
	工業団地等推進事業	阿知和地区工業団地造成事業推進

4-1-3 新産業の創造（主担当：商工労政課）

市、商工会議所、大学、自然科学研究機構などで構成した「岡崎ものづくり推進協議会」や創業支援施設「インキュベートオフィス康生」を活用し、事業所が持つ技能・技術の承継や高度化、新分野や技術革新への取り組み、新規成長産業分野における起業などを支援し、IT・ナノテクノロジー技術などを活用した次世代産業の創業や育成に取り組みます。

地域資源を活用した新たな事業展開、住民との協働による新たな公益サービスとして、地域活力や地域雇用につながるコミュニティビジネス*についても必要な支援に取り組みます。

創業資金融資制度の利用拡大に努め、金融面からの創業支援に取り組みます。

主な取組	事業名	事業概要
	新産業支援事業	新産業創出支援、産学官連携支援、コミュニティビジネス支援
	中小企業資金融資事業	中小企業事業資金斡旋

* コミュニティビジネス 市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元する事業

4-1-4 雇用就労の確保（担当：商工労政課）

岡崎職業安定所管内にある企業の求人動向や有効求人倍率の低い地域の求職者情報の把握や課題を整理し、新卒者向けの合同企業説明会や中高年齢者向けの就職面接会、外国人雇用の管理改善に向けた講座などを開催し、就労人口の増加や拡大を図ります。

若年層を中心としたニート・フリーターの実態を把握し、本人やその家族を対象としたフォーラムや個別相談会などの就労支援に取り組み、地元への定着や就労機会の増大を図ります。

企業誘致による雇用の拡大や、経済活動の多様化に伴う新たな起業促進、異業種などとの連携による就業機会の増大に努めます。

主な
取組

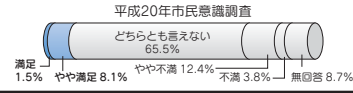
事業名	事業概要
雇用対策事務事業	若年者職業的自立支援、就労機会拡充

参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)商業の活性化	小売業年間商品販売額	404,992百万円(平成19年)	409,000百万円
(2)工業の振興	工業製品等出荷額	1,818,507百万円(平成19年)	1,873,000百万円
(3)新産業の創造	年間新規創業者数	23件(平成19年度)	33件
(4)雇用就労の確保	月間有効求人数	110,049人(平成19年度)	122,000人

基本政策4 賑わいと活力あるまちづくり (経済の振興)

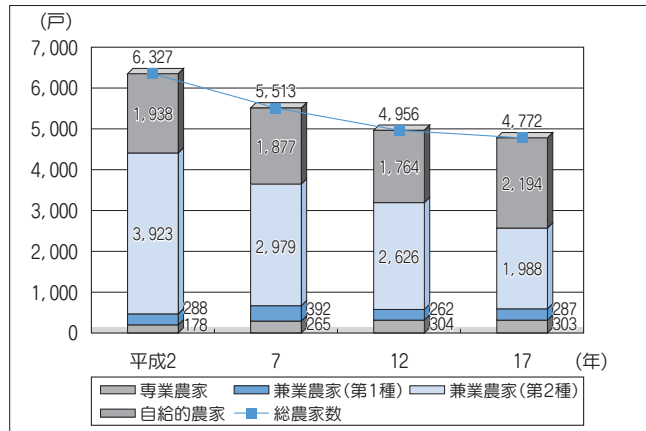
政策2 農林漁業の振興



■現状・問題点

- ◆農林漁業従事者の高齢化、後継者や担い手の不足、また輸入自由化などによる農産物の価格の低迷が続いており、農林漁業を取り巻く情勢は一段と厳しくなっています。
- ◆耕作放棄地の増加、森林整備の遅れなどから、農林漁業や農山村が持つ環境、景観、国土保全などの多面的機能の低下が危惧されています。
- ◆厳しい状況の一方で、消費者ニーズが多様化・高度化し、特に、食の安全・安心に対する関心が高まるなど、国内の農林漁業への期待がこれまでになく高まっています。

図表 4-3 農家数の推移 (専業兼業別)

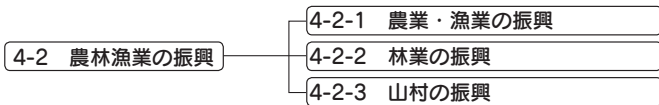


出典：農林水産省【農業センサス・農林業センサス】

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 農林漁業が持続的に発展し、農山村が活性化している。
- 基本方針 → 農林漁業及び農山村は、食料の安定的供給はもとより、環境・国土保全などの多面的機能の発揮を通じて市民生活・地域経済を支えており、今後もこうした機能の持続的な発展と、都市との交流を始めとした振興を図ります。

■施策の体系



■施策

4-2-1 農業・漁業の振興 (主担当：農務課)

愛知県、JAなどと協働して、農業を担う人づくりや組織づくり、就農の支援に取り組み、魅力と活力ある地域農業の確立を図ります。また、各種補助制度、融資制度を周知し、優良農地の有効活用と農業経営の安定化を支援し、耕畜連携などによる環境保全型農業の推進と農業経営基盤の確立を図ります。

相談窓口の設置、技術習得講座の開催などによる新規就農者の育成、増加傾向にある遊休農地への新規就農者の参入誘導などに取り組み、将来に向けて安定した農業の担い手を確保します。

農道、用水路、排水路などの改良工事に取り組み、農業従事者が不便なく効率よく農作業に従事できる環境を整備します。

栽培出荷指導を通して、地域特性を活かした安全安心で新鮮な農産物の生産振興と既設産直施設の充実を図るとともに、道の駅「藤川宿」に新たな産直施設を整備し、消費の拡大に努めます。

優良な漁場の保全と稚鮎などの水産資源の導入に取り組み、内水面漁業*1の持続的発展を図ります。

事業名	事業概要
農政推進事業	遊休農地活用対策、農地・水・環境保全向上対策、農業基本計画策定、産地消推進、農業振興地域整備計画管理
担い手育成支援事業	新規就農支援対策、青年・女性組織総合対策事業、中山間水田農業担い手支援
主要穀物生産支援事業	主要穀物生産調整支援、計画的集団転作支援
園芸農家支援事業	環境保全型農業推進
農業生産性向上事業	農業用施設改良、農業用施設修繕
内水面漁業支援事業	鮎資源保護、鮎稚魚導入

主な取組

4-2-2 林業の振興 (主担当：林務課)

高性能林業機械による生産性の高い施業を可能にする低コスト木材生産システム、森林情報のGIS管理による効率的な間伐などの林業支援や、新たに策定する森林整備ビジョンに沿った計画的な間伐に取り組み、良好な森林の維持を図ります。

森林組合、林業クラブなどと協働して担い手の育成と施業の効率化などに取り組み、地域林業の活性化を図ります。市民参加による森林整備を実施し、木材生産やレクリエーション機能のほか、水源涵養、土壌保全や文化機能など森林の持つ多面的機能の有効活用を図ります。

事業名	事業概要
林業支援事業	森林整備対策、新規・既設林道整備、造林(間伐)事業推進、森林組合及び林業関係団体育成支援

主な取組

4-2-3 山村の振興 (主担当：企画課)

額田地域の活性化を図るため、住民やJA、商工会、森林組合などと連携して、地域資源を活かした体験型のツーリズム*2を実施するほか、愛知県「山村振興ビジョン」のもと「愛知県交流居住センター」を拠点に都市住民との交流を深め、額田地域への交流居住を促進します。

事業名	事業概要
山村振興推進事業	ツーリズムの実施

主な取組

■参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)農業・漁業の振興	農業産出額	8,350百万円(平成19年度)	8,500百万円
(2)林業の振興	林道総延長	173,473m(平成20年)	192,000m
(3)山村の振興	山村振興地域人口	9,116人(平成21年)	9,116人

*1 内水面漁業 河川・湖沼・池・用水路などの内水面で行う漁業
*2 ツーリズム 地域固有の魅力や地域外の住民に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことをめざしていく仕組み

基本政策4 賑わいと活力あるまちづくり（経済の振興）

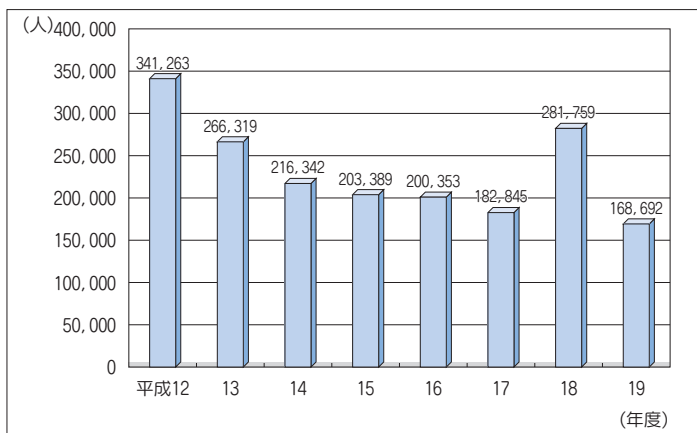
政策3 観光の振興



■現状・問題点

- ◆社会経済情勢の変化を受けて、余暇の多様な過ごし方の一つとして、観光が目立っています。
- ◆本市の豊富な歴史的・文化的資源や、恵まれた自然環境の再評価と活用方法、また新たな観光資源の発掘などについての検討が必要となっています。
- ◆「地域を誇り、地域を楽しみ、来訪者をもてなす」市民の意識を喚起し、市民、市民団体、商工団体、農業者、行政など多様な主体が協働した観光まちづくりを推進する必要があります。
- ◆まち歩き、健康、癒し、学び、食、体験など、今の観光ニーズにあった要素を組み合わせた観光資源化に取り組むことが重要となっています。

図表 4-4 岡崎城・三河武士のやかた家康館入館者数

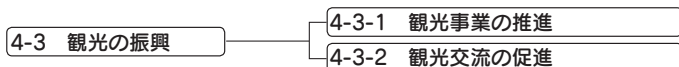


出典：文化国際課

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 地域内外の交流が盛んになり、地域が活性化している。
- 基本方針 → 岡崎市内を訪れる来訪者の増加をめざして、既存の観光資源の魅力をさらにアピールする一方、新たな観光資源の発掘に努め、市内外の観光客による地域の賑わいを生み出すとともに、市民交流を通じておもてなしの精神の醸成を図ります。

■施策の体系



■施策

4-3-1 観光事業の推進（主担当：観光課）

岡崎公園、八丁蔵通り、大樹寺周辺を結ぶ地区を観光拠点と位置付け、史跡を重視した岡崎公園の整備、二十七曲りを巡るルート整備などに取り組み、全国的に求心力のある「家康公」にまつわる歴史・文化資源を活かした観光振興を図ります。

町並みや松並木、故事に由来するむらさき麦などの東海道の宿場町としての風情が残る藤川地区については、地域団体への活動支援、魅力を活かしたまち歩きルートの設定、案内表示の整備などに取り組み、宿場町にまつわる歴史・文化資源を活かした観光振興を図ります。

「水とみどりの森の駅」に位置づけている「くらがり渓谷」「茅葺の里」などについては、地域活動の支援、案内施設や便益施設の整備などに取り組み、地域と協働した都市・農山村交流を活かした観光振興を図ります。

事業名	事業概要
観光施設整備事業	くらがり渓谷整備、観光施設整備、観光施設維持管理
観光客誘致事業	藤川宿魅力推進、観光啓発、観光アクションプラン推進
観光推進事業	観光イベント推進、観光伝統行事保存伝承

4-3-2 観光交流の促進（主担当：観光課）

観光交流イベントや観光施設を通じた広域交流・市民交流の促進、観光講座の開催、おもてなし意識の醸成などに取り組み、市民が主体となった市民が誇れる観光まちづくりを進めます。

岡崎観光文化百選の見直し、ホームページの再構築、マーケット別PR戦略の構築などに取り組み、岡崎観光の効果的な情報発信を図ります。

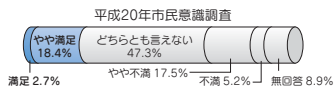
事業名	事業概要
観光客誘致事業	観光啓発、観光アクションプラン推進
桑谷山荘管理運営事業	管理運営、管理施設整備、管理備品整備

■参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)観光事業の推進	岡崎城・三河武士のやかた家康館入館者数	168,692人(平成19年度)	277,000人
(2)観光交流の促進	観光協会HPアクセス件数	138,556件(平成19年度)	165,000件

基本政策5 快速で魅力あるまちづくり（都市基盤・生活基盤の整備）

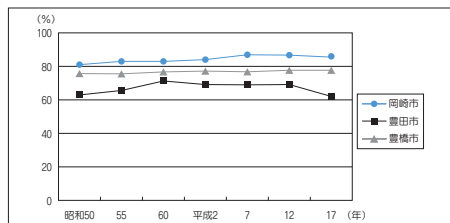
政策1 都市魅力の向上



■現状・問題点

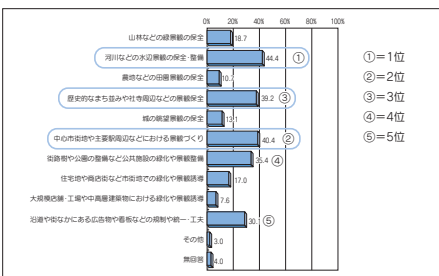
- ◆少子高齢化が進行する中で、都市構造もコンパクトな集約型都市*が求められており、それを支える拠点地区の整備が必要となっています。本市人口に対する市街化区域内人口の比率は県内市と比べて高くなっており、市街化区域への集約は一定程度実現されています。しかし、市の人口増加は市街化区域の外縁部において顕著に見られ、中心市街地では人口が減少しています。
- ◆土地利用現況では市街化区域内で住宅用地が増加し、農地など自然的土地利用は減少しています。
- ◆郊外幹線道路沿道などでの大型店舗の立地や核となる広域商業施設の相次ぐ撤退による空床の増加や大型ビルの閉鎖・取り壊しにより、中心市街地は商業集積地としての中心性が低下しています。
- ◆環境への配慮や景観に対する市民の関心が高まり、良好な景観を保全整備することが求められています。

図表 5-1 市街化区域内人口比率の推移



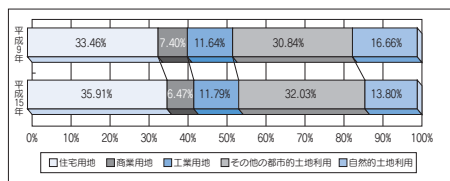
出典：都市計画課

図表 5-3 美しい都市をめざすための取組み重要度



出典：企画課【平成18年市民意識調査】

図表5-2 土地利用状況

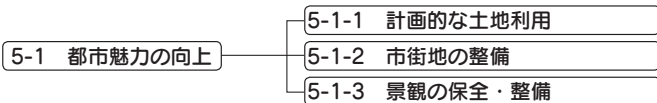


出典：都市計画課

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 計画的に基盤が整備され、市街化地域・農山村地域双方の魅力が向上し、都市の魅力が向上している。
- 基本方針 → それぞれの地域の魅力が引き出せるよう、計画的な土地利用の推進や良好な景観の保全・整備に努めるとともに、中心市街地を始めとする市街地の基盤整備を進めます。

■施策の体系



■施策

5-1-1 計画的な土地利用（主担当：都市計画課）

都市計画の基本方針となる都市計画マスタープラン*を策定し、将来の都市像を示すとともに、その実現のために必要な土地利用や都市基盤整備などの方針を明らかにします。

用途地域の見直しや地区計画の決定などの土地利用に関する制限を見直し、地域特性に応じた秩序ある土地利用を誘導・促進します。インターチェンジ周辺や既存ストックの効果的な活用ができる区域では、新たな産業用地需要や商業用地需要が高く、事業性が見込まれるため、新たな土地利用を計画的に誘導します。中心市街地などでは拠点機能を高めながら土地の有効利用を、住居系市街地では建築物に一定の高さ制限を加えるなど日照問題の解消や景観保全が計られた良好な住環境の保全・形成を図ります。

主な取組	事業名	事業概要
	土地利用促進誘導計画事業	都市計画基礎調査、都市計画マスタープラン策定

5-1-2 市街地の整備（主担当：区画整理課）

中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地の再生に向けた市街地の整備改善を進め、活発な交流が生まれ、誰もが暮らしやすい中心市街地を創出します。

東岡崎駅周辺地区や藤川地区の整備を進め、鉄道駅利用者の利便性を向上させるとともに駅周辺の賑わいを創出します。シビックコア*2地区(岡崎駅東口周辺地区)については、駅前広場や公園・ポケットパークの整備などを進め、賑わいと回遊性を創出します。

土地区画整理事業などによる市街地整備や都市防災に視点を置いた市街地整備を進め、密集市街地の解消と未利用地の有効活用を図ります。

主な取組

事業名	事業概要
中心市街地活性化推進事業	康生地区整備促進、交流・回遊促進
重点活性化地区整備推進事業	東岡崎駅周辺地区整備推進、藤川地区整備推進
市街地整備促進誘導計画事業	市営駐車場運営・市営駐車場施設整備、駐車施設整備計画策定
シビックコア地区整備推進事業	シビックコア地区整備
岡崎駅東土地区画整理事業	岡崎駅東地区整備
組合施行土地区画整理助成事業	真伝特定土地区画整理、岡崎駅南土地区画整理、菟川南部土地区画整理、市場土地区画整理

5-1-3 景観の保全・整備（主担当：都市計画課）

景観に対する市民の意見や要望を反映した景観法に基づく「景観計画」を策定し、古くから守られてきた岡崎らしい優れた景観を市民共通の財産として次代に引き継ぎます。

主な取組	事業名	事業概要
	都市景観環境事業	屋外広告物対策、景観計画策定

■参考指標

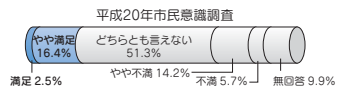
施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)計画的な土地利用	未利用地面積	418.5ha(平成20年)	178.5ha
(2)市街地の整備	市街化区域内人口	319,435人(平成20年)	333,164人
(3)景観の保全・整備	違法屋外広告物の件数	991件(平成19年度)	473件

*1 都市計画マスタープラン 都市計画法に基づいて策定される市町村の都市計画に関する基本的な方針
*2 シビックコア 国や県、市町村などの官庁施設を核に、民間建築物などを含めて集約的に立地する地区とその周辺

* 集約型都市 都市圏内の中心市街地及び主要な交通結節点周辺に都市機能を集中させることにより、市民の生活の質を向上させた都市

基本政策5 快適で魅力あるまちづくり（都市基盤・生活基盤の整備）

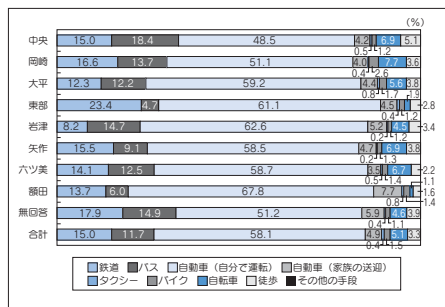
政策2 快適移動社会の実現



現状・問題点

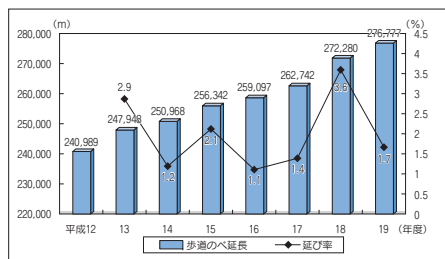
- ◆本市では移動手段として自動車への依存が非常に高く、一部主要幹線道路では交通渋滞が恒常化しています。交通渋滞の頻発は、経済活動の停滞、環境の悪化、交通事故の増加につながるため、立体化による交通の円滑化や沿道環境の改善が求められています。
- ◆高齢化が進む中で、道路施設のバリアフリー*化の推進、歩道の再整備などの更なる推進により、安全で安心な交通環境の整備が期待されており、特に公共交通施策の強化が求められています。

図表 5-4 平成 19 年主に利用する交通手段の調査



出典：政策推進課

図表 5-5 歩道設置道路延長

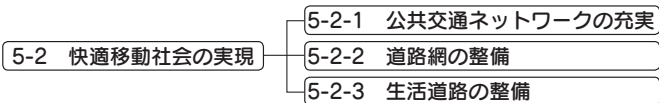


出典：道路維持課

めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 市民が快適に移動できる社会となっている。
- 基本方針 → 公共交通の利便性の向上と円滑な移動の確保を図り、あらゆる人が利用しやすい交通環境の整備を進めます。

施策の体系



施策

5-2-1 公共交通ネットワークの充実（主担当：政策推進課）

バス交通のあり方や公共交通機関の利用促進策、幹線道路の路線計画など、総合的な交通体系の構築に向けた「総合交通政策*1」の基本理念「人、まち、環境きらり。岡崎の交通まちづくり」のもと、人にやさしく安全安心な交通体系、まちの魅力を高め活気づける交通体系、環境にやさしい交通体系、交流を促進する円滑で快適な交通体系の整備を進め、魅力ある、使いやすい公共交通の実現をめざします。

主な取組	事業名	事業概要
	交通政策推進事業	交通政策推進、公共交通乗り継ぎ円滑化、バス路線対策、まちバス運行、バスネットワーク整備

5-2-2 道路網の整備（主担当：道路建設課）

計画的に岡崎環状線、矢作桜井線、岡崎豊田線などの幹線道路の建設を進め、市民生活の利便性向上や地域の発展を促進し、渋滞緩和による地球温暖化の防止をめざします。

道路・河川計画に合わせ、地域の特性や景観に配慮した橋りょうの新設改良や老朽化、幅員の狭さの解消などを進め、安全で円滑な道路交通を確保します。また、橋りょうの耐震補強を進めるとともに、長寿命化修繕計画を策定し計画的に管理します。

道路の必要性・効果など事業評価を重視した路線計画を策定し、都市計画を決定します。また、国道・県道の整備を要望し、ボトルネック（隘路）となっている交差点の混雑緩和を進め、市内の主要幹線道路の渋滞緩和を図ります。

国道473号バイパス整備促進を積極的に支援し、新東名高速道路の建設促進、国道1号から新東名ICまでのアクセス道路の確保や現道の渋滞対策を図ります。八帖交差点の立体化を推進し、渋滞緩和や沿道環境の改善を図ります。

主な取組	事業名	事業概要
	街路事業	岡崎環状線、矢作桜井線、岡崎豊田線
	道路新設改良事業	矢作川堤防リフレッシュ道路（右岸）整備
	橋りょう新設改良事業	橋りょう整備
	橋りょう維持事業	橋りょう耐震補強、橋りょう修繕、長寿命化対策
	都市計画道路計画策定事業	新規路線計画の策定と都市計画決定、国道・県道の整備促進、交差点渋滞対策調査
	高規格道路整備促進事業	八帖交差点立体化促進、国道473号バイパス建設促進、新東名高速道路建設促進
	道路交通網整備事業	スマートインターチェンジ*2設置検討

* バリアフリー 生活弱者や障がい者が社会生活に参加する上で支障となる精神的及び物理的障壁が取り除かれた状態

*1 総合交通政策 過度に自動車交通に依存した交通体系から脱却し、公共交通や歩行者、自転車、そして自動車といった交通手段が連携し、調和した総合交通体系の確立を目標とする政策

*2 スマートインターチェンジ 高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りできるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ

5-2-3 生活道路の整備（主担当：道路維持課）

市道新設改良、道路整備、歩道整備、舗装劣化の更新などを進め、安全で災害に強い街づくりを図ります。

段差、傾斜、勾配などの改善を進め、道路施設のバリアフリー*化を図ります。

道路用地の寄付や支障物の撤去費補助などにより道路幅員が4m未満の狭あい道路の拡幅を進め、災害時の安全性を確保します。また、建築基準法に定める道路種別を整理するとともに、新しく都市計画区域に編入される区域は道路の指定も行います。

主な
取組

事業名	事業概要
一般市道新設改良事業	一般市道整備
狭あい道路拡幅整備事業	狭あい道路拡幅整備補助、狭あい道路拡幅整備
道路等維持管理事業	道路整備、歩道など整備、生活関連道路整備
建築物確認事業	指定道路調書管理運用

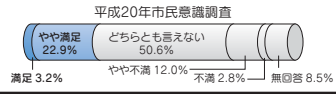
参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)公共交通ネットワークの充実	公共交通の利用者の人数	96,034人/日(平成19年度)	111,380人/日
(2)道路網の整備	都市計画道路・幹線道路建設延長	66,240m(平成20年)	69,470m
(3)生活道路の整備	道路維持・補修延長	39,852m/年(平成19年度)	41,930m/年

* バリアフリー 生活弱者や障がい者が社会生活に参加する上で支障となる精神的及び物理的障壁が取り除かれた状態

基本政策5 快適で魅力あるまちづくり（都市基盤・生活基盤の整備）

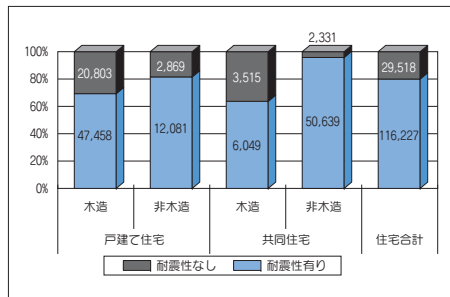
政策3 生活基盤の充実



現状・問題点

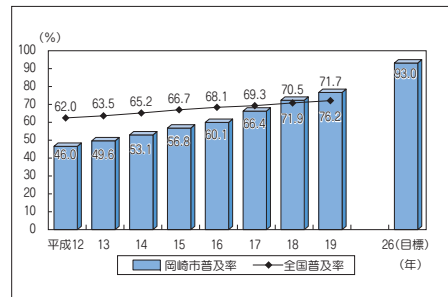
- ◆市民生活の安全安心の確保や生活基盤を充実させるため、公園整備、河川改修、市営住宅の整備、住宅・建築物の耐震化を推進する必要があります。
- ◆地域活動の拠点となる公園は、地域によって整備状態にばらつきがあるため、市民要望に即した適正な公園整備の促進を図る必要があります。
- ◆市内には、下水道未普及地域がある一方で下水道施設の老朽化が問題となっている地域もあり、下水道施設の整備と維持管理の同時進行が求められています。また、市の財政運営を圧迫させないためには、持続可能で安定した下水道経営を行う必要があります。
- ◆水道事業は「建設・拡張」から「維持・管理」の時代を迎え、良質な水を安定的に供給することに加え、健全な経営が求められています。また、老朽化した施設の更新などの整備を行う必要があります。

図表 5-6 住宅の耐震化率の現状
(平成19年1月1日固定資産データ)



出典：建築指導課

図表5-7 下水道普及率の推移
(平成20年4月1日現在)

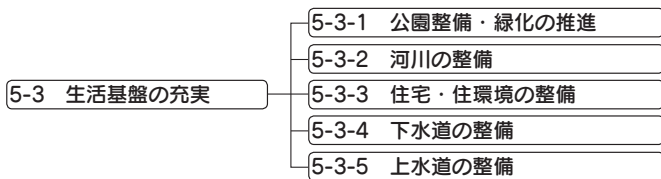


出典：下水道工事課

めざす状態と基本方針

- めざす状態 → ライフラインなど身近な生活の基盤が整っている。
- 基本方針 → 誰もが安全で快適に暮らせるよう、公園や河川など身近な生活基盤を整備するとともに、住宅や上・下水道などのライフラインの適切な整備・維持管理に努めます。

施策の体系



施策

5-3-1 公園整備・緑化の推進（主担当：公園緑地課）

公園に対する市民要望が多様化する中、地域バランスの取れた公園整備や高齢社会^{*1}に即した公園整備、岡崎中央総合公園の設備改修や南公園市民プールの再整備など老朽化した施設の改修などに取り組み、地域活動の拠点となり安全で安心して利用できる公園づくりを進めます。

市民と行政との協働により市街地の緑化を推進・保全し、地球環境の保全と市街地景観の創造を図ります。

事業名	事業概要
公園緑地整備事業	街区・近隣公園整備、岡崎（城址）公園・東公園・南公園整備、岡崎中央総合公園設備改修、街区公園などの改修とバリアフリー ^{*2} 化、乙川河川緑地整備、大門河川緑地整備
緑化推進事業	緑の基本計画 ^{*3} 策定、市街地緑化の推進と保全
街路樹維持管理事業	街路樹の維持管理

主な取組

5-3-2 河川の整備（主担当：河川課）

平成20年8月末豪雨による深刻な浸水被害に対応するため、市事業の占部川、県事業の広田川、砂川、伊賀川、鹿乗川を愛知県と協力して緊急に整備するとともに、流域内に貯留浸透施設を設置し、浸水対策を促進します。また、矢作川の河川内樹木の伐採を早期に国に要請し、矢作川の流量確保に努めます。

矢作川の洪水敷を利用した散策路（サイクリングロード）や多目的広場を整備する水辺の楽校プロジェクトに取り組み、川の自然にふれあうことが出来る安全で快適な水辺空間の創出を図ります。

アダプトプログラム^{*4}などの市民参加による河川愛護活動の体制を整え、市民にとって親しみのある水辺づくりを進めます。

事業名	事業概要
河川・排水路改修事業	占部川改修、上地新川改修、中島地区排水対策、鹿乗川流域排水対策、流域貯留浸透施設整備、矢作川水辺環境整備
河川・排水路維持管理事業	アダプトプログラム推進

主な取組

5-3-3 住宅・住環境の整備（主担当：市営住宅課）

老朽化した中之郷荘の建て替えや計画的な施設改修を進め、収入の少ない市民が安心して生活できるよう低廉な家賃で質の良い市営住宅を提供します。また、住宅セーフティネット法^{*5}（通称）に基づき、子育て世帯の入居支援に取り組み、市営住宅入居者の高齢化の抑制と自治会の活性化を図ります。

住宅の品質と性能の向上、民間借家の規模水準の向上、高齢者のための生活支援策の充実などに取り組み、住生活基本法^{*6}に基づき、住宅・住環境の向上をめざした住宅施策を進めます。

住宅・建築物の耐震診断、耐震改修補助などを進め、平成27年度までに少なくとも耐震化率を90%にすることを目標とし、耐震性の向上を始めとする住環境の安全性の確保に努めます。

事業名	事業概要
市営住宅建設事業	土井荘・中之郷荘建替
市営住宅管理事業	市営住宅改修
住宅施策推進事業	住宅マスタープラン策定、市営住宅ストック総合活用計画策定、地域優良賃貸住宅供給促進
市営住宅入居者管理事業	入居者・家賃の決定、子育て世帯優先入居制度
住環境改善事業	耐震診断、耐震改修の補助

主な取組

*1 高齢社会 総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合が14%～21%未満の社会
 *2 バリアフリー 生活弱者や障害者が社会生活に参加する上で支障となる精神的及び物理的障壁が取り除かれた状態
 *3 緑の基本計画 緑豊かなまちづくりを進めるための施策をまとめたもので、平成11年策定
 *4 アダプトプログラム ボランティアとなる市民が里親になって道路、公園などを自らの親子とみなし、定期的清掃・美化を行って面影をみるやり方という
 *5 住宅セーフティネット法 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」のことで、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）が安心して住宅を借りられるための法律
 *6 住生活基本法 「住宅の量の確保」から「居住環境を含めた住宅の質の向上」へ政策を転換し国民の豊かな住生活の実現を図るため、平成18年に施行された法律

5-3-4 下水道の整備（主担当：下水工事課）

地域の特性に応じた適切な役割分担のもと、流域関連公共下水道や農業集落排水処理施設の整備により下水道未普及地域を解消し、衛生的で快適な生活環境を実現します。

河川事業との連携を図り、雨水ポンプ場や雨水幹線管渠を築造するとともに、各家庭に雨水貯留浸透施設を設置するなど住民と一体となった施策を展開し、大雨にも強い安全な都市づくりを進めます。

合流式下水道から排出される汚濁負荷量*1（BOD*2）を分流式下水道並みに改善し、良好な水環境を実現します。

老朽管渠の改築や施設の耐震化などの推進、下水道利用の普及促進や公営企業会計化に取り組み、持続可能な下水道サービスの提供に努めます。

主な取組

事業名	事業概要
公共下水道等整備事業	檜山地区特定環境保全公共下水道、合流式下水道改善、雨水ポンプ場整備
農業集落排水整備事業	宮崎地区農業集落排水整備
排水施設整備促進事業	雨水貯留浸透施設設置補助
排水路維持管理事業	老朽管渠の改築、施設の耐震化
下水道普及促進事業	普及啓発
公営企業会計移行事業	公営企業会計移行

5-3-5 上水道の整備（主担当：水道局総務課）

東海・東南海地震などに備えた水道水の確保と、将来にわたる安定給水のため、浄水・配水施設や管路施設などの耐震化と更新を計画的に進め、持続可能な上水道サービスの提供に努めます。

「水道ビジョン*3」に基づく中長期経営計画の策定、情報公開の推進や広聴機能の充実などに取り組み、経営の安定化とサービスの充実に努めます。

主な取組

事業名	事業概要
防災対策事業	浄水施設耐震化、管路施設耐震化
水道施設更新事業	老朽化施設の更新、老朽管の更新
水道施設整備事業	男川浄水場更新、六供浄水場配水場化
経営企画事業	中長期経営計画策定・管理、水道事業経営委員会
広報広聴事業	水道モニター

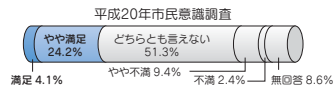
参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)公園整備・緑化の推進	公園緑地の整備面積	370.9 ha(平成20年)	377.0 ha
(2)河川の整備	河川の整備率	38.5%(平成20年)	45.4%
(3)住宅・住環境の整備	耐震改修件数	291件(平成21年)	3,156件
(4)下水道の整備	普及率	76.2%(平成20年)	93.0%
(5)上水道の整備	水道管の耐震化率	47.0%(平成20年)	54.0%

*1 汚濁負荷量 水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、リンなどの汚濁物の量
 *2 BOD Biochemical oxygen demand の略称で、生物化学的酸素要求量と呼ばれ、水中の有機物などの酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量を表したものの
 *3 水道ビジョン 安定：安心な水道サービスを継続していくことを目的として、平成21年策定

基本政策6 未来を拓く人を育むまちづくり (教育・文化の振興)

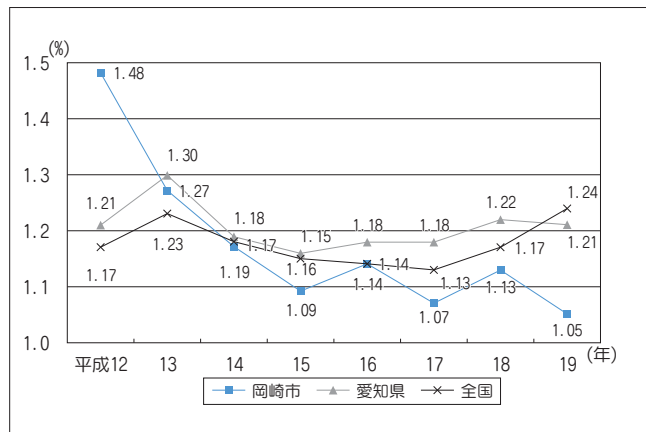
政策1 学校教育の充実



■現状・問題点

- ◆将来のわが国を支える子どもたちは、確かな学力を身に付け規範意識を確実に定着させるとともに、直接体験を通して命の大切さを実感できる教育を受けられることが望まれます。また、そのような学校教育を、どのような家庭環境に置かれている子どもも、均等に受けられる環境を整える必要があります。
- ◆学校生活ではじめや不登校問題などがなく、やさしい心を醸成し健やかな体を育成することが求められており、そのためには教員の資質の向上が求められます。
- ◆少子化、核家族化の進展に伴って脆弱となった家庭教育の向上を図る取り組みを進めていかなければなりません。

図表 6-1 国・県・市の不登校児童生徒出現率の推移

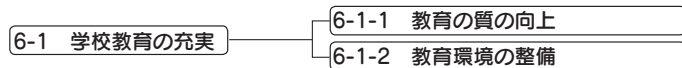


出典：学校指導課

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 児童生徒がいきいきと育ち、自他を敬愛する豊かな心が育まれている。
- 基本方針 → 次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長するよう、家庭、地域と学校との協働による質の高い学校教育の推進や教育施設の充実に努めます。

■施策の体系



■施策

6-1-1 教育の質の向上 (主担当：学校指導課)

習熟度別指導、発展的・補充的学習や「いのちの教育」アクションプラン*を実践し、児童生徒が自他の命を大切に、人間として生涯にわたって心豊かで力強く生きぬく基盤となる能力を育成し、知・徳・体の調和のとれた感性豊かな人間形成を促す教育活動を進めます。また、地域の人材を教員補助者、学習支援員として活用します。

教員研修、教育研究、教育情報の収集などを行う「総合学習センター」を開設し、指導力、授業力など確かな教師力を身に付けた教師を育成します。

「教育相談センター」を中心に就学、不登校の悩みなどにきめ細かい助言、指導を行い、すべての児童生徒が楽しく学校へ通うことができるようにします。

	事業名	事業概要
主な取組	学校教育指導事業	学校経営指導、小学校英語活動推進、いのちの教育アクションプラン、現職教育研修
	教育研究事業	不登校対策、不登校相談室、教員研修、研究室運営、総合学習センター開設、教育相談センター開設

6-1-2 教育環境の整備 (主担当：施設課)

平成22年度までに小学校21校、中学校7校の校舎耐震化を実施し、小中学校全ての校舎耐震化を完了します。平成25年の開校をめざして新たな中学校を針崎町地内の工場跡地に建設し、過大規模校となっている南中学校の教育環境を改善します。

老朽化した東部学校給食センターを建て替え、安全安心で安定した学校給食を提供します。また、各校で給食を賄っている額田地域の小中学校への配食も構想します。

	事業名	事業概要
主な取組	小中学校整備事業	小中学校校舎耐震補強、小中学校プール施設整備、防犯対策整備
	小学校整備事業	小学校校舎増改築、小学校屋内運動場天井改修
	中学校整備事業	中学校新設
	学校給食事業	東部学校給食センター建設

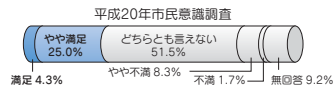
■参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)教育の質の向上	学校を楽しみと感じる児童生徒の割合	78.3%(平成20年)	85.0%
(2)教育環境の整備	校舎の耐震化率	50.7%(平成20年)	100.0%

* いのちの教育アクションプラン 子どもたちを取り巻く環境を家庭・地域・園・学校・行政・それぞれの立場から見直し、「自他への思いやり」「命の尊重」など子供の心の豊かさを求める事業を実行することを提言したもので、平成19年策定

基本政策6 未来を拓く人を育むまちづくり（教育・文化の振興）

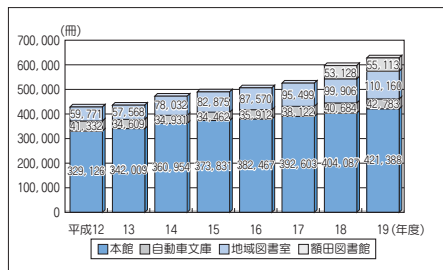
政策2 生涯学習・スポーツの推進



■現状・問題点

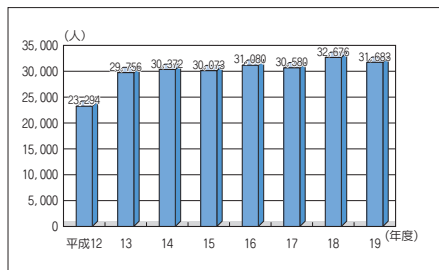
- ◆豊かな人生を送るための学習は、児童・生徒を対象とする学校教育で完結するものではなく、学校外での学習、また生涯にわたる学習も必要です。
- ◆子どもについては、家族形態やライフスタイル^{*1}の変化により、放課後に安全で健やかに過ごせる居場所を確保することが必要となっています。
- ◆団塊の世代^{*2}の大量退職が進む中、生涯学習やスポーツに参加する機会を求める声が大きくなると予想されます。市民のニーズに合致した生涯学習講座やスポーツへの参加機会を提供するため、市民が意思決定の場に参画できる仕組みを確立する必要があります。

図表 6-2 図書館蔵書冊数推移



出典：中央図書館

図表 6-3 スポーツ大会参加者推移

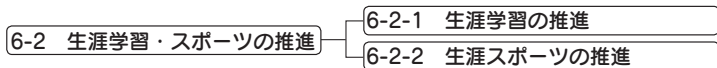


出典：スポーツ振興課

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 市民が生涯にわたり学習・スポーツに取り組んでいる。
- 基本方針 → 市民の「学びたい」「運動したい」というニーズに的確に対応するため、市民との協働により、適切な量と質を満たす生涯学習講座、スポーツの機会の提供に努めます。

■施策の体系



*1 ライフスタイル その人の人生観、価値観に基づいた生活態度、生活様式
*2 団塊の世代 昭和22年から昭和24年にかけて第一次ベビーブームに生まれた世代

■施策

6-2-1 生涯学習の推進（主担当：市民活動総合支援センター）

市民が協働できる組織を確立し、生涯学習への参加機会を確保することで、市民の「学びたい」というニーズに対応して、生涯にわたり学習できる環境を実現します。

学区こどもの家で子どもに運動、遊びを指導するなど、放課後、休日における子どもの生涯学習に取り組みます。美術・造形を体験的に学習できる「親子造形センター」に加え、自然科学を体験的に学習できる「子ども科学館」を開設し、自然科学研究機構の立地、モノづくりの研究開発拠点といった地域特性に対応した創造性に富んだ子どもの育成をめざします。

子どもに対する読書支援の充実と生涯学習の推進に向けた提案型図書館への移行をめざして、ジャズコレクションの整備・活用、「岡崎むかし館」や歴史資料の活用も考慮しながら、読書環境を充実します。

事業名	事業概要
生涯学習講師育成事業	生涯学習講師育成
生涯学習推進事業	市民団体企画講座開催、生涯学習推進計画策定、ジャズコレクション展示室運営、岡崎むかし館運営
放課後児童健全育成事業	子どもの生涯学習
図書館運営事業	図書館ネットワーク構築、子ども読書活動推進
社会教育研究事業	子ども科学館開設

主な取組

6-2-2 生涯スポーツの推進（主担当：スポーツ振興課）

ブロック研修会の開催、ニュースポーツリーダー・体育指導委員の養成など学区スポーツ組織への活動支援、年齢、興味、技術に応じて誰でも参加できる「総合型地域スポーツクラブ」の育成など、身近な地域でスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。

中央総合公園野球場・体育館などの大規模スポーツ施設の広域利用、小中学校体育館・運動場の地域開放、学区運動広場の開設など、広域または身近なスポーツ施設の整備を進めます。

「スポーツ振興計画」を策定し、誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツの環境づくりを総合的・計画的に進めます。

事業名	事業概要
スポーツ活動支援事業	ニュースポーツリーダー養成、スポーツ大会開催、スポーツ振興計画策定
スポーツ施設整備事業	学校体育施設スポーツ開放用屋外トイレ設置

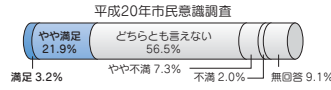
主な取組

■参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)生涯学習の推進	定期講座・自主講座受講者数	8,260人(平成19年度)	8,500人
(2)生涯スポーツの推進	各種スポーツ大会参加者数	31,683人(平成19年度)	33,300人

基本政策6 未来を拓く人を育むまちづくり (教育・文化の振興)

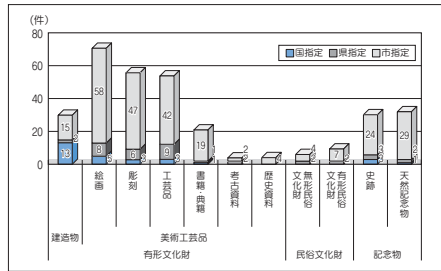
政策3 文化の振興



■現状・問題点

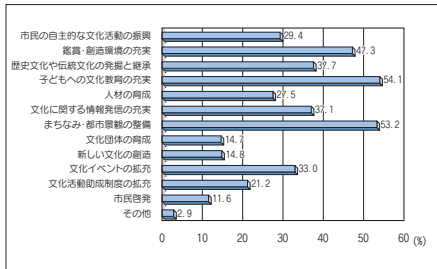
- ◆本市は、歴史的に西三河地域の中心であったことから、歴史的な史跡や建造物、美術工芸品などが多数残されています。また、有形の文化財だけでなく、無形の文化財も数多くあります。
- ◆伝統文化や現代文化に対する知識を深め地域の文化力を高めようとする市民の意欲がますます高まっており、美術や音楽、茶道や華道などの身近な芸術・文化活動に気軽に参加できる環境の整備が求められています。
- ◆平成18年3月に「文化振興推進計画」を策定し、伝統と市民文化が息づく都市の実現をめざして、市内に分散する各種文化施設の連携活用を進めています。

図表 6-4 指定・登録文化財件数図表 (平成20年6月16日現在)



出典：社会教育課

図表 6-5 平成19年文化振興のために必要な施策

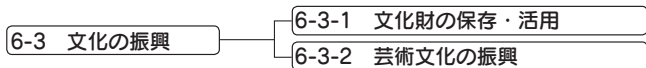


出典：文化国際課

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 岡崎独自の文化が守られ、育まれている。
- 基本方針 → 文化の薫り高い都市の実現に向け、綿々と伝わる歴史と風土のなかで培われた文化財と伝統文化の保存や活用を図るとともに、個性豊かな市民文化の創造に向けた文化芸術活動の振興と文化を支える環境の整備に取り組みます。

■施策の体系



■施策

6-3-1 文化財の保存・活用 (主担当：社会教育課)

文化財の保存・活用のほか、製糸場の遺構、味噌蔵、発電所、橋、トンネルなど明治以降の近代化を支えた遺産の保存・復元を進め、恵まれた歴史文化資産を継承し、歴史文化を支える環境を整備します。

岡崎公園には、江戸期前後に築かれた堀、切通し、石段、そして平成12年からの発掘調査によって検出された菅生曲輪などの遺構が残されており、こうした歴史遺産を保存・活用した公園整備を進めます。

貴重な文化財の収蔵保存を進めるとともに、地域資料の収集や調査研究を行い、その成果を展示・出版することにより地域の歴史文化遺産の豊かさを内外に情報発信します。

主な取組

事業名	事業概要
文化財保存管理事業	文化財の指定・管理・整備、埋蔵文化財調査、埋蔵文化財整理及び報告書作成、ゲンジボタル増殖、ゲンジボタル保存管理計画策定、日吉山王社など総合調査、岡崎城郭調査、文化財保護補助
文化財整備活用事業	文化財の看板・パンフレットなど作成、文化財教室開催、近代化遺産保存復元活用、旧本多邸復元活用、旧本宿村役場復元活用、新編岡崎市史額田資料編編さん

6-3-2 芸術文化の振興 (主担当：文化国際課)

個性豊かな市民文化の華開くまちづくりに向け、芸術に親しむ鑑賞機会の充実を図るとともに、芸術文化創造の担い手となる人材の育成・支援を進めます。

新たな芸術文化の拠点となる「新文化会館」の構想、「美術博物館」を拠点に「美術館」「世界子ども美術博物館」など歴史、考古、美術工芸の施設のネットワーク化を進めるとともに、国際文化交流の促進や芸術文化情報の発信に向けた基盤づくりを進めます。

主な取組

事業名	事業概要
文化活動支援事業	文化活動団体支援
芸術文化振興事業	芸術文化行事開催
文化施設管理運営事業	シビックセンターコンサートホール事業企画運営
美術博物館管理運営事業	美術博物館企画展
地域文化広場管理運営事業	地域文化広場企画展
美術館管理運営事業	美術館企画展
芸術文化創造拠点事業	新文化会館の構想策定

■参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)文化財の保存・活用	文化財教室への参加数	218人(平成20年)	320人
(2)芸術文化の振興	美術3館の企画展鑑賞者数	190,008人(平成19年度)	209,700人

基本政策7 将来まで自律した状態が続く都市経営（自律した都市経営の実践）

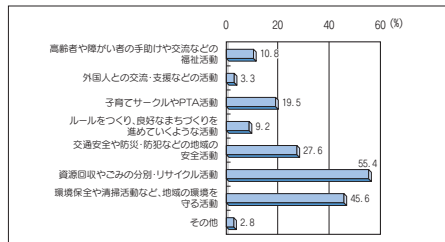
政策1 参加と協働による市政の運営



■現状・問題点

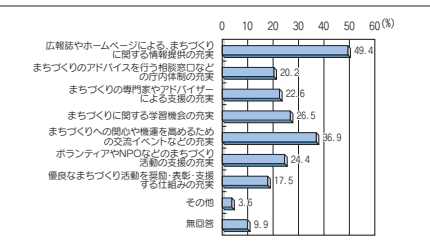
- ◆多様化・複雑化した地域課題や市民ニーズに適切に対応するためには、市民、NPO*、企業、行政などの多様な主体が協働してまちづくりを担うことが必要となります。
- ◆近年、高齢者援護、子育て支援、身近な防災防犯といった地域課題に対して、集落・小学校区で形成されてきた地域コミュニティのほか、NPO、ボランティア、企業、大学などでも積極的に関わろうとする動きが現れており、今後のまちづくりを担う重要な主体となってきています。
- ◆地域特有の課題や市民ニーズの中には、交通環境の整備、中山間地域における限界集落化への対応、各地域の個性を活かしたまちづくりなど、これまでの地域コミュニティでは規模が小さ過ぎて担いきれないものも現れてきています。

図表 7-1 市民参加によるまちづくりの取り組み



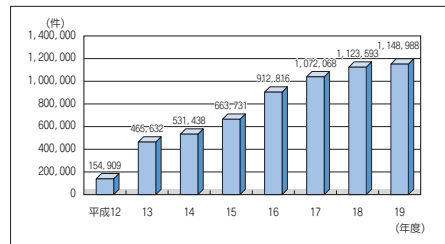
出典：企画課【平成20年市民意識調査】

図表 7-2 市民活動活性化のために重要な行政支援



出典：企画課【平成20年市民意識調査】

図表 7-3 ホームページアクセス件数

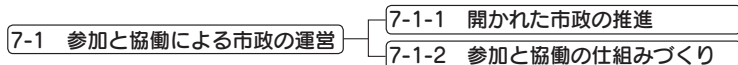


出典：広報広聴課

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 市民、NPO、行政などの多様な主体が適切な役割分担と対等なパートナーシップの下で協働して市政を運営する市民自治が実現している。
- 基本方針 → 市政情報の積極的な提供と政策・施策の説明責任を果たすことにより、市民の市政に対する理解を深めます。また、市民が主体的に参加・参画できる自治体制を構築します。

■施策の体系



* NPO Non Profit Organization ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称

■施策

7-1-1 開かれた市政の推進（担当：広報広聴課）

政策・施策の立案段階において市民から広く意見を求めるパブリックコメント制度や、誰もが市政情報にアクセスする権利を保障する情報公開制度と個人情報保護制度の適切な運用に努め、市民の意見・意向を適確に反映できる市政運営を進めます。

多様な広報媒体を活かした市政情報を正確かつ効果的に発信し、市民と行政とのコミュニケーションを活性化させ、市民の自治意識の高揚と市民活動の活性化を支援します。

	事業名	事業概要
主な取組	広聴事業	パブリックコメント制度
	情報公開・個人情報保護事業	情報公開・個人情報保護制度
	広報事業	ホームページでの情報発信
	統計調査事業	統計ポータルサイト

7-1-2 参加と協働の仕組みづくり（担当：企画課）

審議会委員の市民公募、審議会の公開、ワークショップ手法*1などを推進し、政策・施策の立案段階から市民が参画する市政運営を進めます。

これまで地域における身近な課題を中心となって解決してきた集落・小学校区に組織された地域コミュニティに加えてより広域な課題にも自立して対応できるように地域コミュニティの組織化、本市における自治や都市内分権*2の範囲、自治体制などを規範化した自治基本条例の制定などに取り組み、地域の課題に対応できる地域協働の仕組みづくりを進めます。

	事業名	事業概要
主な取組	組織行政運営制度事業	審議会への公募委員登用、審議会の公開
	自治構造再編事業	地域コミュニティ体制再編、自治基本条例制定

■参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)開かれた市政の推進	市ホームページアクセス件数	1,148,988件(平成19年度)	1,550,000件
(2)参加と協働の仕組みづくり	公募委員のいる審議会などの割合	35.1%(平成20年)	60% ※1)

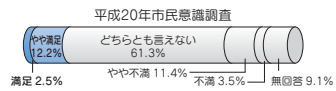
※1) 約4割の審議会などは、個人情報を扱ったり、高度な専門性が求められるなど、市民の参加を求めにくい性質のものとなっています。

*1 ワークショップ手法 講義などのように一方的な知識・情報伝達ではなく、参加者が積極的に参加・体験し、参加者同士の相互作用のなかで、何かを創造したり、合意形成を図る手法

*2 都市内分権 地域の実情にあったまちづくりを住民が主体となって、市役所と協働で進める仕組み

基本政策7 将来まで自律した状態が続く都市経営（自律した都市経営の実践）

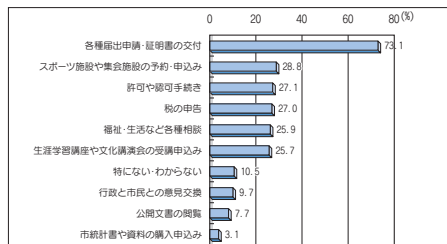
政策2 効率的な行政経営の推進



■現状・問題点

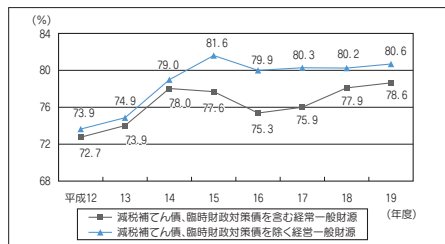
- ◆利便性・効率性の高い市政運営の実現に向けて、効率的な行政経営を実現する行政評価^{*1}制度の導入、公的サービスを最適な主体・手法によって供給するPFI^{*2}事業手法や指定管理者制度^{*3}の活用、ワンストップサービスを拡充する電子自治体の推進など、新しい経営手法を積極的に取り込むことが求められています。
- ◆地方分権の時代において自治体には自らの創意工夫による自立的な政策立案が求められており、職員の能力向上や有識者・市民と連携した政策研究の推進、再任用制度の活用など、多岐にわたる政策課題の解決に向けた執務体制の構築が必要となっています。
- ◆施設の多様化・大型化に伴う公共投資の拡大や維持管理コストの増大などが見込まれ、長期的かつ計画的な施設管理による財政需要の適確な把握が必要となっています。また、高齢化に伴う社会保障費の増大が懸念されることから、一層の財源涵養と経費節減を通じた財源確保が必要となります。
- ◆長期的には、愛知県・岐阜県・三重県・静岡県などを一つの広域自治体とする道州制^{*4}の導入、西三河南部地域を一体の生活圏として捉えた都市計画区域の広域再編など、広域化する行政圏域に対応した効率的かつ効果的な行政財政運営やまちづくりの実現が課題となっています。

図表 7-4 市役所に向かず取得したいサービス



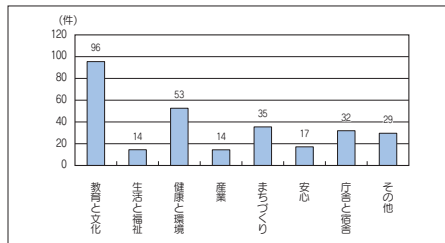
出典：IT推進課【平成15年情報化に関するアンケート調査】

図表 7-5 経常収支比率^{*5}の状況



出典：財政課

図表 7-6 平成19年全国でPFI手法を用いた公共事業を行おうとしている事業



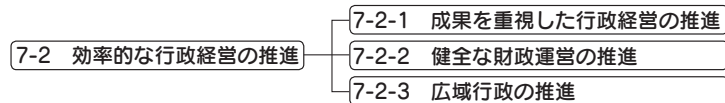
出典：内閣府 PFI 推進委員会

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 経営感覚を持った行政が進められ、政策・施策の成果が上がっている。
- 基本方針 → 行政が果たすべき真の役割を見極めながら、業務の効率化と財政の健全化を進め、安定した持続可能な行政経営を実践します。

*1 行政評価 行政活動を政策の視点、執行の視点などから一定の基準にしたがって評価し、その結果を今後の行政活動の改善に結びつける手法
 *2 PFI 公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、公共が直接整備せずに民間資金を利用して民間に施設の整備・維持管理と公共サービスの提供を委ねる手法
 *3 指定管理者制度 これまで公の施設の管理は、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体などに委託先が限定されていたが、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減などを図ることを目的として、公の施設の管理に民間の能力を活用する制度
 *4 道州制 現在の都道府県を整理して、日本全国をいくつかの大きなブロックに分け、「道」「州」という広域的な地方行政の単位に編成するもの
 *5 経常収支比率 率などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているか、財政の健全性を表す指標で、70~80%が望ましい

■施策の体系



■施策

7-2-1 成果を重視した行政経営の推進（主担当：企画課）

行政サービスの生産性や生み出される成果を管理基準とする行政評価^{*1}と人事評価を組織マネジメントに活用し、成果志向に基づいた行政経営を実践します。また、自治体E A（エンタープライズアーキテクチャー）^{*2}と地域情報プラットフォームを活用して、庁内業務とそれを支える情報システムの最適化を図り、情報システムを通じた業務改革を進めます。

「岡崎げんき館」に始めて導入したPFI^{*3}については、コストを削減しつつ、従来と同等またはそれ以上の公的サービスを提供できる事業手法として、導入を積極的に進めます。

公共施設や都市基盤などの建設のみならず維持管理をも考慮した品質向上をめざす「公共工事ベストバリュープラン」を進め、価格と品質の両面が総合的に優れた価値の高い公共工事を実施します。

学識者や有識者と連携した政策研究を担う都市シンクタンクを設立し、学術的又は実践的・経験的な知見に基づいた政策の研究・立案を進めます。

主な取組

事業名	事業概要
行政改革事業	行政改革大綱、民間委託、指定管理者制度 ^{*4} 、行政評価実施、業務改善運動
政策企画事業	都市シンクタンク機能構築、PFI 推進・支援
情報処理事業	業務・システム最適化
人事管理事業	人事管理トータルシステム

7-2-2 健全な財政運営の推進（主担当：財政課）

電子申告や電子納税、コンビニ納税などの利用しやすい納税環境の整備、滞納者の特性に応じた滞納処分の実施などに取り組み、納付率の向上につなげます。

保有する土地、建物、設備などを総合的・長期的に企画・管理・活用するファシリティマネジメント^{*5}に組み、経営的な視点から設備投資や管理運営に要するコストを最小化し、施設の効用を最大化した行政財政運営を実践します。

市民から負託された資源の配分と運用状況を分かりやすく説明した財政状況の公表に努めます。

主な取組

事業名	事業概要
市民税賦課事業	電子申告
市税徴収事業	電子納税、コンビニ納税、クレジット納税
公共建築物整備事業	公共建築物管理保全最適化
予算決算事業	財政状況公表

*1 行政評価 行政活動を政策の視点、執行の視点などから一定の基準にしたがって評価し、その結果を今後の行政活動の改善に結びつける手法
 *2 自治体E A（エンタープライズアーキテクチャー） 行政改革の視点を取り入れ、自治体の組織全体を通じた業務・システムの最適化を図る設計手法
 *3 PFI 公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、公共が直接整備せずに民間資金を利用して民間に施設の整備・維持管理と公共サービスの提供を委ねる手法
 *4 指定管理者制度 これまで公の施設の管理は、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体などに委託先が限定されていたが、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減などを図ることを目的として、公の施設の管理に民間の能力を活用する制度
 *5 ファシリティマネジメント 効率的な活動を行えるように建築物の設備・人員組織などを総合的に管理すること

7-2-3 広域行政の推進（担当：企画課）

新たな広域都市計画区域の設定、消防の広域再編などを始めとした近隣市町との広域連携の促進や調査研究を進め、効率的かつ効果的な行財政運営を実践します。

地方税財政制度の改革や所掌事務の拡大など地方分権の拡大に伴う影響を把握するとともに、地方機関の再編、コミュニティとの関係など道州制*1がもたらす市町村への影響を調査研究し、中長期的な地方自治体のあり方を展望します。

主な
取組

事業名	事業概要
広域政策推進事業	広域行政の調査・研究
消防体制整備事業	消防広域化の調査・実施

参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)成果を重視した行政経営の推進	行政評価*2による改善件数	317件(平成19年度)	400件
(2)健全な財政運営の推進	経常収支比率*3	78.6%(平成19年度)	80%以下
(3)広域行政の推進	広域実施事業数	65事業(平成21年)	70事業

*1 道州制 現在の都道府県を整理して、日本全国をいくつかの大きなブロックに分け、「道」「州」という広域的な地方行政の単位に編成するもの
 *2 行政評価 行政活動を政策の視点、執行の視点などから一定の基準にしたがって評価し、その結果を今後の行政活動の改善に結びつける手法
 *3 経常収支比率 減税補てん債、臨時財政対策債を含む、経常一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているか、財政の健全性を表す指標で、70~80%が望ましく、80%を超えると臨時の財政需要に余裕を持って対応し難くなる